

平成16年度 第1回

石狩市市民参加制度調査審議会

平成16年12月17日14時00分
石狩市役所5階 第1委員会室

= 会 議 次 第 =

- 1 開 会
- 2 委嘱状交付
- 3 正副会長選出
- 4 諮 問
- 5 資 料 説 明
- 6 議 事
- 7 そ の 他
- 8 閉 会

配 布 資 料

資料 1	平成 15 年度市民参加手続の実施状況	2
資料 2	H 1 5 制定（改正）条例・規則等一覧（市民参加手続関連）	5
資料 3	H 1 5 策定（改定）計画等一覧（市民参加手続関連）	7
資料 4	審議会等の会議予定の公表、会議録作成及び傍聴状況	8
資料 5	パブリックコメント手続の実施状況	16
資料 6	平成 15 年度市民参加手続に関する議会質問・答弁の状況	30
資料 7	H 1 5 年度市民の声を聴く課に寄せられた「提言」	36
資料 8	市民意見の積極把握をした事例（平成 15 年度）	37
資料 9	市民参加制度に関する市職員アンケートの結果	39
資料 10	検討を要すると思われる市民参加手続の事例	44

資料1 平成15年度市民参加手続の実施状況

担当課	市民参加手続のテーマ	手続の内容	終了月日	その他の内容・備考	参加者		
総務課	平成15年度石狩市表彰被表彰者の決定	審議会等	10月9日	表彰審査委員会	7		
行政管理課	平成15年度の特別職報酬等の検討	審議会等	2月9日	特別職報酬等審議会	7		
情報管理課	市役所における個人情報の収集・取扱いの検討	審議会等	6月17日	情報公開・個人情報保護審査会	5		
ISO・防災担当	地域防災計画の改定	パブリックコメント	3月22日		0		
ISO・防災担当	水防計画の改定	パブリックコメント	3月22日		0		
事業評価・市民参加担当	平成15年度事業評価(試行)の作業中間報告について	パブリックコメント	12月1日	担当課の評価結果に対する意見募集	10		
事業評価・市民参加担当	平成15年度市民参加手続の実施・運用状況の評価	審議会等	11月27日	市民参加制度調査審議会	15		
プロジェクト推進担当	(仮称)循環バス事業化の検討	その他	10月1日	循環バス運行市民検討会議	47		
財政構造改革担当	財政構造改革における取り組み事項の検討	審議会等	3月30日	行政改革懇話会	9		
市民課	住民基本台帳カード交付手数料の設定	審議会等	5月27日	使用料、手数料等審議会	10		
市民課	乳幼児医療費助成事業の見直し	審議会等	11月18日	社会福祉審議会	16		
市民課	重度心身障がい者及び母子家庭等医療費助成事業の見直し	審議会等	11月18日	社会福祉審議会	16		
市民課	公的個人認証サービスにおける個人情報取扱いの検討	審議会等	11月18日	情報公開・個人情報保護審査会	5		
国民健康保険課	国民健康保険税の改定	審議会等	12月25日	国民健康保険運営協議会	10		
		パブリックコメント	2月10日		0		
市民生活課	(仮称)樽川南第一町内会館の設計検討	その他	11月20日	町内会居住者との意見交換会	20		
市民生活課	(仮称)花川南複合施設の運営方法等の検討	その他	建設凍結により中止	検討会	8		
		その他	6月9日			環境市民会議での検討	11
		審議会等	6月17日			環境審議会	14
みどりの課	森林整備計画の計画期間の変更	パブリックコメント	8月22日		0		
		その他	12月19日	所有者意見交換会	5		
みどりの課	街区公園の設計概要の検討(花川南遊睦公園)	縦覧・意見書提出	3月4日		0		
		ワークショップ	12月6日		72		
福祉総務課	福祉のまちづくり条例の検討	審議会等	8月29日	福祉のまちづくり検討委員会	10		
		パブリックコメント	12月1日			3	
福祉総務課	くるみ保育園(八幡町)の移転建替及びミニ児童館併設計画の検討	その他	6月30日	右岸地区住民を主な対象とするサロン形式	25		
福祉総務課	地域福祉計画の策定	審議会等	10月17日～	社会福祉審議会	16		
福祉総務課	次世代育成計画の策定	審議会等	10月17日～	社会福祉審議会	16		

担当課	市民参加手続のテーマ	手続の内容	終了月日	その他の内容・備考	参加者
福祉総務課	障がい者計画の策定	審議会等	10月17日～	社会福祉審議会	16
児童家庭課	平成16年度保育料等の改定・設定	審議会等	11月18日	社会福祉審議会	16
福祉生活課	高齢者福祉事業の見直し	審議会等	10月17日～	社会福祉審議会	16
介護保険課	要介護・要支援の認定	審議会等	毎週開催	石狩地区介護認定審査会	15
維持管理課	市民・事業者・市の協働による雪対策システムの検討	ワークショップ	8月26日～	雪対策市民協議会	155
維持管理課	石狩川左岸棧橋使用料の改定	審議会等	1月26日	使用料、手数料等審議会	10
建築課	公営住宅ストック総合活用計画の策定	パブリックコメント	3月10日		0
都市計画課	都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画決定	審議会等	9月17日	都市計画審議会	10
都市計画課	市街化区域と市街化調整区域の区域区分に関する都市計画変更	審議会等	9月17日	都市計画審議会	10
都市計画課	市街化調整区域における建築形態制限の見直し	その他	6月22日	説明会(意見聴取)	1
		審議会等	7月24日	都市計画審議会	10
都市計画課	道路の車線の数を定める都市計画変更	審議会等(道決定分)	9月17日	都市計画審議会	10
		審議会等(市決定分)	2月17日	都市計画審議会	10
		縦覧・意見書提出	2月10日		0
農水産課	農業振興地域整備計画の改定	パブリックコメント	9月24日		0
		縦覧・異議申立て	11月19日		0
商工労働観光課	小規模企業活性化資金金融制度の損失補償の審査	審議会等	随時開催	融資制度損失補償審査委員会	5
管理課	南線小学校通学区域の変更検討	その他	7月15日	南線小学校児童の保護者との「話し合う会」	120
管理課	緑苑台小学校施設の地域開放のあり方の検討	その他	3月15日	緑苑台小学校開放検討会	100
管理課	小学校及び中学校の規模・配置等の検討	その他	1月14日～	小学校及び中学校の規模・配置等検討会	18
管理課	南線小学校環境整備の検討	その他	11月26日～	南線小学校環境整備検討会	53
学校教育課	平成15年度奨学生を選考	審議会等	5月19日	奨学審議委員会	11
学校教育課	就学予定者、児童及び生徒の就学指導の検討	審議会等	12月18日	就学指導委員会	9
社会教育課	平成15年度石狩市教育委員会芸術文化・スポーツ表彰被表彰者の決定	審議会等	12月17日	教育委員会芸術文化・スポーツ表彰選考委員会	9
文化財・博物館開設準備室	(仮称)地域誌資料センターの利用条件を定める条例・規則等の検討	審議会等	11月17日	文化財保護審議会	8
		パブリックコメント	12月24日		5
文化財・博物館開設準備室	(仮称)地域誌資料センター使用料の設定	審議会等	1月26日	使用料、手数料等審議会	10
スポーツ課	石狩勤労者総合スポーツ施設(サン・ビレッジいしかり)の利用条件を定める条例・規則等の検討	パブリックコメント	4月28日		0

担当課	市民参加手続のテーマ	手続の内容	終了月日	その他の内容・備考	参加者
スポーツ課	石狩勤労者総合スポーツ施設(サン・ビレッジいしかり)の使用料の設定	審議会等	5月27日	使用料、手数料等審議会	10
給食センター	今後の学校給食のあり方についての検討	審議会等	2月4日～	学校給食センター運営委員会	19
農業委員会事務局	平成16年度標準小作料の設定	審議会等	3月23日	標準小作料設定協議会	12
合計	49案件	59手続			1,025

手続の内容	平成15年度		平成14年度		増減	
	手続件数	参加者数	手続件数	参加者数	手続件数	参加者数
パブリックコメント	10	18	9	23	1	-5
ワークショップ	2	227	3	176	-1	51
審議会等	33	372	31	303	2	69
その他	11	408	11	793	0	-385
縦覧・意見書提出	3	0	4	0	-1	0
合計	59	1,025	58	1,295	1	-270

資料2 H15 制定(改正) 条例・規則等一覧(市民参加手続関連)

条例(13)

	令 達 年月日	件名及び主な新設(改正)規定	備考(市民参加手続等)
1	15.07.01	証明等手数料条例(一部改正) 住民基本台帳カードの交付、再交付手数料を新たに規定	使用料、手数料等審議会
2	15.07.01	税条例、都市計画税条例、国民健康保険税条例(一部改正) 地方税法等の改正に伴う諸規定の改正	規則 8.1 により不要
3	15.07.01	多目的スポーツ施設条例(制定) 施設の使用料、利用方法及び利用者の義務等について新たに規定、使用料の減免の基準については規則 5 で定める。	パブリックコメント 使用料、手数料等審議会
4	15.09.26	集会所条例(一部改正) パストラル会館(樽川6条2丁目601番地)を新たに設置	町内会居住者との意見交換会(H14)
5	15.09.26	市立幼稚園設置条例(廃止) 平成16年度末に市立南線幼稚園を廃園するものとし、関係条例を廃止	条例第5条別表非該当 市民・保護者を対象とした説明会
6	15.11.28	市長等の給与に関する条例及び教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(一部改正) 市長・助役・収入役・教育長・常勤監査委員の期末手当の支給割合の削減(年間0.2月分)及び給料月額削減率の引き上げ(市長:11%、助役・収入役・教育長:6%、常勤監査委員:5%)	特別職報酬等審議会
7	15.11.28	重度心身障害者及び母子家庭等の医療費の助成に関する条例(一部改正) 所得制限の導入	社会福祉審議会
8	15.11.28	乳幼児医療費給付条例(一部改正) 受給対象者年齢の引き上げ	使用料、手数料等審議会 パブリックコメント
9	16.03.29	市長等の給与に関する条例及び教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(一部改正) 市長・助役・収入役・教育長・常勤監査委員の給料月額削減率の引き上げ(市長:20%、助役:15%、収入役・教育長・常勤監査委員10%)	特別職報酬等審議会
10	16.03.29	国民健康保険税条例(一部改正) 基礎課税額の引き上げ(医療分:50 53万円、介護分:7 8万円)及び低・中所得者階層に配慮した課税の平準化	国民健康保険運営協議会 パブリックコメント
11	16.03.29	福祉のまちづくり条例(制定) 事業者の責務、市民の責務、市、事業者及び市民の協力及び連携	福祉のまちづくり検討委員会 パブリックコメント
12	16.03.29	石狩川左岸棧橋使用条例(一部改正) 使用料の改定	使用料、手数料等審議会
13	16.03.29	いしかり砂丘の風資料館条例(制定) 入館料とその減免・還付を規定	文化財保護審議会 パブリックコメント 使用料、手数料等審議会

規則(9)

	令 達 年月日	件名及び主な新設(改正)規定	備考(市民参加手続等)
1	15.04.25	政治倫理条例施行規則(一部改正) 所得報告書中の分離課税欄に商品先物取引の所得欄を追加	規則 8.3 により不要
2	15.08.06	地縁団体印鑑登録証明事務規則(制定) 認可地縁団体(地自法第260条の2第1項)が、不動産登記などの行為を行う際に必要な印鑑登録に関する事務規則。印鑑登録証明書交付手数料(証明等手数料条例)を適用(1通350円)	規則 8.2 により不要
3	15.11.28	保育の実施に関する規則(一部改正) 平成16年度保育料金表の改定	社会福祉審議会

	令 達 年月日	件名及び主な新設(改正)規定	備考(市民参加手続等)
4	16.03.29	石狩川左岸棧橋使用条例施行規則(一部改正) 棧橋使用申請に必要な添付書類に「小型船舶登録事項通知書」を追加	使用料、手数料等審議会
5	15.07.31	多目的スポーツ施設条例施行規則(制定) 使用料の減免・還付、使用者の遵守事項(条例 3 関連)	パブリックコメント 使用料、手数料等審議会
6	15.09.29	市立学校通学区域規則(一部改正) 南線小学校通学区域の一部を紅南小学校通学区域に変更し、附則において、南線小学校通学区域の一部に係る中学校通学区域の暫定措置を規定	南線小学校児童の保護者との「話し合う会」
7	15.10.29	市立幼稚園の入園及び退園等に関する取扱規程(一部改正) 入園料の減免を規定	
8	16.03.29	いしかり砂丘の風資料館条例の施行期日を定める規則(制定) 資料館の開設日(4月27日)が確定したことから、この日から条例を施行(条例 13 関連)	文化財保護審議会 パブリックコメント 使用料、手数料等審議会
9	16.03.29	いしかり砂丘の風資料館条例施行規則(制定) 入館料の減免・還付、入館者の遵守事項(条例 13 関連)	文化財保護審議会 パブリックコメント 使用料、手数料等審議会

要 綱、要 領、基 準(7)

	令 達 年月日	件名及び主な新設(改正)規定	備考(市民参加手続等)
1	15.04.01	在宅障害者サービス事業実施要綱(一部改正) 市内に事業者が存在しない身体障害者サービス事業については、相互利用制度(介護保険法の指定通所介護事業所が提供するサービスを利用すること)となるが、この場合において支援費制度の利用者負担額を準用	使用料、手数料等審議会 (H14)
2	15.10.20	冬を快適に過ごすための協議会設置要綱(廃止) 「雪対策市民協議会」の発足(8月26日)に伴い、構成員や設置趣旨を同じくする同協議会を廃止	冬を快適に過ごすための協議会
3	15.04.01	介護保険料低所得者減免要綱(制定) 介護保険条例第10条第5号に規定する介護保険料の減免についての取扱いを規定	介護保険事業計画等策定委員会及び意見交換会(H14)
4	16.03.15	ディスプレイ排水処理システム新設等要綱(制定) ディスプレイ排水処理システムの排水施設の新設、増設及び改築の申請手続及び維持管理に関する行政指導の事項を規定	
5	16.02.26	老人パスカード等交付要綱(一部改正) 附則に平成16年度に交付するパスカードの利用相当額の特例を規定	社会福祉審議会(H16)
6	15.04.16	鳥獣捕獲許可取扱要領(全部改正) 被害防止を目的とする鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の許可手続及び行政指導事項を規定	規則 8.2、8.3 により不要

資料3 平成15年度策定(改定)計画等一覧(市民参加手続関連)

計画等(5)

	策(改)定 年月日	計画等名称(担当課)及びその策定(改定)経過	備考(市民参加手続等)
1	15.08.28	市民の環境行動計画「石狩市環境行動計画・環境家計ノート(市民編)」(環境課) 平成15年6月9日に「環境市民会議」から、同会議が作成した計画(案)を市の環境施策への反映を求める要望書が提出されたことから、この(案)を6月17日の環境審議会に諮問し、同日、概ね妥当との答申を得た。この答申における2件の修正意見を反映したものを市の原案として、パブリックコメント手続(7月22日～8月22日)を実施したが、意見提出がなかったことから、原案どおり8月28日付け市長決定により策定した。	環境市民会議での検討 環境審議会 パブリックコメント
2	16.03.31	森林整備計画(計画期間の変更)(みどりの課) 所有者意見交換会(12月29日)及び縦覧・意見書提出(1月21日～3月4日)において意見提出がなかったことから、北海道森林管理局長の意見聴取及び北海道知事との協議を経て、原案どおり3月31日付け市長決定により計画期間の変更を行った。	所有者意見交換会 縦覧・意見書提出
3	16.05.17	公営住宅ストック総合活用計画(建築課) 庁内組織である「公営住宅ストック総合活用計画策定委員会」が策定した計画(案)を市の原案として、パブリックコメント手続(2月10日～3月10日)を実施したが、意見提出はなかった。平成16年度予算編成の緊急対応として原案中の年次計画の一部を変更し、上記策定委員会(3月31日)を経て、5月17日付け市長決定により策定した。	パブリックコメント
4	16.04.05	道路の車線の数を決める都市計画(変更)(都市計画課) 担当課が作成した都市計画変更案の縦覧・意見書提出(1月6日～2月10日)を実施したところ、意見提出がなかったことから、この案を2月17日の都市計画審議会に諮問し、妥当であるとの答申を得た。3月25日付け北海道知事の同意を得て、4月5日付け市長決定により変更した。	縦覧・意見書提出 都市計画審議会
5	15.12.30	農業振興地域整備計画(改定)(農水産課) 担当課が作成した改定(案)のパブリックコメント手続(平成15年8月25日～9月24日)を実施したところ、意見提出はなかった。この改定(案)のうち、「農用地利用計画の変更(案)」についての縦覧・異議申立(10月3日～11月19日)を行ったが、異議の申立なかったことから、12月12日に北海道知事の同意を得て、12月30日付け市長決定により改定した。 なお、上記の縦覧・異議申立において、手続実施の公表が行われていない。	パブリックコメント 縦覧・異議申立

資料4 審議会等の会議予定の公表、会議録作成及び傍聴状況(平成15年度)

	事務局 担当課	審議会等の名称	回	開催日	公開	諮問	H P	あい ボード	広報	会議録	傍聴
1	総務課	政治倫理審査会	1	9/1		×	8/28	8/28	11	9/2	0
2	総務課	表彰審査委員会	1	10/9	×		9/26	-	12	8/11	-
3	行政管理課	特別職報酬等審議会	1	10/15			10/10	10/3	12	11/5	0
		特別職報酬等審議会	2	10/28		×	10/16	10/16	12	11/20	0
		特別職報酬等審議会	3	2/9			2/4	2/6	4	3/4	0
4	行政管理課	公務災害補償等審査会									
5	行政管理課	行政改革懇話会	1	11/27			11/20	11/20	1	12/16	2
		行政改革懇話会	2	12/22		×	12/10	12/11	2	1/20	3
		行政改革懇話会	3	1/21		×	12/25	1/8	3	2/25	6
		行政改革懇話会	4	2/4		×	1/27	1/29	4	2/25	8
		行政改革懇話会	5	2/25		×	2/5	2/25	4	8/10	3
		行政改革懇話会	6	3/30		×	3/1	3/25	5	8/10	3
6	情報管理課	情報公開・個人情報保護 審査会	1	6/17			6/6	6/6	8	6/24	1
		情報公開・個人情報保護 審査会	2	11/18			11/14	11/6	1	1/7	0
7	防災担当	防災会議									
8	企画財政課	総合開発計画策定審議 会									
9	企画財政課	使用料・手数料等審議会	1	5/14			5/2	5/6	7	7/4	1
		使用料・手数料等審議会	2	5/27		×	5/19	5/19	7	7/4	1
		使用料・手数料等審議会	3	1/15			1/7	1/8	3	2/17	1
		使用料・手数料等審議会	4	1/26		×	1/19	1/22	3	3/23	2
10	男女共同参 画担当	男女共同参画推進委員 会	1	7/30		×	7/15	7/17	9	8/13	2
		男女共同参画推進委員 会	2	11/6		×	10/14	10/16	1	11/18	0
		男女共同参画推進委員 会	3	3/15		×	3/3	3/4	5	3/25	0
11	市民参加担 当	市民参加制度調査審議 会	1	7/14			7/8/	7/10	9	9/10	2
		市民参加制度調査審議 会	2	8/26		×	8/18	8/19	10	9/19	1
		市民参加制度調査審議 会	3	11/27		×	11/14	11/20	1	3/22	0
12	国民健康保 険課	国民健康保険運営協議 会	1	8/6		×	7/29	7/31	10	10/1	0
		国民健康保険運営協議 会	2	11/27			11/18	11/20	1	12/5	1
		国民健康保険運営協議 会	3	12/15		×	12/9	12/11	2	12/22	3
		国民健康保険運営協議 会	4	12/25		×	12/16	12/18	2	2/2	3
13	市民生活課	生活安全推進協議会	1	9/24		×	9/26	9/4	11	10/17	0
14	市民生活課	コミュニティセンター運営 委員会	1	9/3		×	9/2	8/28	11	9/11	0
		コミュニティセンター運営 委員会	2	3/26		×	2/23	2/26	5	4/14	0
15	環境課	環境審議会	1	6/17			5/30	5/30	8	6/24	2
		環境審議会	2	10/27		×	10/3	10/8	12	10/30	1
		環境審議会	3	12/1		×	11/27	11/13	2	12/4	3
		環境審議会	4	1/15		×	1/7	1/8	3	1/26	0

	事務局 担当課	審議会等の名称	回	開催日	公開	諮問	H P	あい・ ボード	広報	会議録	傍 聴
15	環境課	環境審議会	5	3/10		×	2/19	2/19	5	3/19	0
16	海浜植物保 護センター	石狩海浜植物保護セ ンター運営委員会	1	6/6		×	5/29	6/2	8	6/23	1
		石狩海浜植物保護セ ンター運営委員会	2	10/17		×	10/3	10/3	12	10/22	1
		石狩海浜植物保護セ ンター運営委員会	3	3/11		×	2/26	2/19	5	3/19	0
17	福祉総務課	社会福祉審議会	1	10/17			10/14	10/3	12	4/28	2
		社会福祉審議会	2	11/10		×	10/29	10/30	1	4/28	3
		社会福祉審議会	3	11/18		×	11/12	11/13	1	4/28	4
		社会福祉審議会(児)	4	1/26		×	1/19	1/15	3	4/28	2
		社会福祉審議会(障)	4	1/27		×	1/19	1/5	3	4/28	4
		社会福祉審議会(地)	4	1/29		×	1/19	1/15	3	4/28	2
18	福祉総務課	福祉のまちづくり検討委 員会[臨時]	6	6/27		×	6/16	6/19	8	8/29	1
		福祉のまちづくり検討委 員会[臨時]	7	8/29		×	8/27	8/19	10	10/17	5
19	児童家庭課	地域療育推進協議会	1	11/13		×	10/24	10/23	1	11/18	0
20	福祉生活課	在宅介護支援センター運 営委員会	1	7/22		×	-	-	-	8/13	0
21	介護保険課	石狩地区介護認定審査 会	76	毎週	×		5/30	-	毎月	毎回	-
22	介護保険課	介護保険事業計画等作 成委員会									
23	健康づくり 課	予防接種健康被害調査 委員会									
24	健康づくり 課	健康いしかり21計画策定 委員会[臨時]									
25	維持管理課	冬を快適に過ごすための 協議会	1	10/20		×	10/3	10/3	12	3/2	0
26	建築課	中高層建築物紛争調整 委員会									
27	都市計画課	都市計画審議会	1	4/25			4/15	4/15	6	5/12	2
		都市計画審議会	2	7/24			7/16	7/17	9	8/8	1
		都市計画審議会	3	9/17			9/11	9/4	11	10/7	0
		都市計画審議会	4	2/17			2/12	1/29	4	3/1	2
28	商工労働観 光課	地場企業等活性化審議 会	1	8/19		×	8/11	8/8	10	12/19	0
		地場企業等活性化審議 会	2	11/26		×	11/29	11/20	1	1/22	0
		地場企業等活性化審議 会	3	2/26		×	2/13	2/19	4	4/13	0
29	商工労働観 光課	融資制度損失補償審査 委員会	1	7/18	×		7/8	-	9	7/18	-
		融資制度損失補償審査 委員会	2	10/17	×		10/15	-	12	10/17	-
		融資制度損失補償審査 委員会	3	11/18	×		11/11	-	1	11/18	-
		融資制度損失補償審査 委員会	4	3/11	×		3/4	-	5	3/11	-
30	業務課	水道事業運営委員会	3	8/28		×	8/11	8/14	10	8/29	0
		水道事業運営委員会	1	2/2		×	1/14	1/15	4	2/17	2
31	下水道管理 課	下水道事業運営委員会	3	1/15		×	1/7	1/8	3	2/4	0

	事務局 担当課	審議会等の名称	回	開催日	公開	諮問	H P	あい ボード	広報	会議録	傍 聴
31	下水道管理課	下水道事業運営委員会	1	2/2		×	1/27	1/29	4	2/4	1
		下水道事業運営委員会	2	3/30		×	3/23	3/25	5	4/1	0
32	管理課	石狩市立小学校及び中学校通学区審議会									
33	学校教育課	就学指導委員会	1	11/13	×		10/31	-	1	8/11	-
		就学指導委員会	2	12/18	×	×	12/29	-	2	8/11	-
34	学校教育課	奨学審議委員会	1	5/19	×		5/6	-	7	5/27	-
35	学校教育課	少年指導センター運営委員会	1	5/16		×	5/7	5/8	7	5/21	0
36	学校教育課	学校結核対策委員会	1	4/8		×	4/3	4/3	6	4/14	0
		学校結核対策委員会	2	2/23	×	×	1/28	-	4	3/10	-
37	給食センター	学校給食センター運営委員会	1	7/7		×	6/25	6/26	9	7/15	2
		学校給食センター運営委員会	2	2/4			1/28	1/29	4	3/1	4
		学校給食センター運営委員会(専門部会)	1	2/4		×	1/28	1/29	4	3/1	0
		学校給食センター運営委員会(専門部会)	2	3/1		×	2/25	2/19	5	3/16	0
38	社会教育課	教育委員会芸術文化スポーツ表彰選考委員会	1	12/17	×		12/21	-	2	12/25	-
39	社会教育課	青少年問題協議会	1	10/8		×	9/29	9/25	12	11/6	0
40	社会教育課	社会教育委員会議	1	5/21		×	5/1	5/6	7	5/29	0
		社会教育委員会議	2	2/25		×	2/20	2/20	4	3/25	0
41	社会教育課	生涯学習推進協議会	1	11/27		×	11/18	11/20	1	12/18	0
		生涯学習推進協議会	2	3/25		×	3/18	3/18	5	4/27	0
42	社会教育課	生涯学習研究委員会									
43	公民館	公民館運営審議会	1	6/11		×	5/29	5/30	8	6/17	2
		公民館運営審議会	2	12/18		×	11/28	11/28	2	1/19	0
		公民館運営審議会	3	3/24		×	3/2	3/4	5	4/23	0
44	文化財博物館開設準備室	文化財保護審議会	1	5/30		×	5/21	5/22	7	6/4	0
		文化財保護審議会	2	9/3		×	8/29	8/29	11	9/5	1
		文化財保護審議会	3	11/17			11/6	11/6	1	8/11	0
45	市民図書館	市民図書館協議会	1	5/22		×	5/12	5/13	7	6/2	0
		市民図書館協議会	2	9/26		×	9/8	9/4	11	10/7	1
		市民図書館協議会	3	2/20		×	2/5	2/6	4	3/9	1
46	海洋センター	B & G海洋センター運営委員会	1	8/7		×	7/31	7/31	10	4/20	0
		B & G海洋センター運営委員会	2	3/24		×	4/9	3/11	5	4/20	0
47	農業委員会	標準小作料設定協議会	1	3/23			3/3	2/26	5	8/10	1

		6	169		83	27	6	1	1		94
--	--	---	-----	--	----	----	---	---	---	--	----

(網掛け箇所は、公開会議の予定公表をしなかったケースなど。)

公開会議の予定公表の状況（事務局担当部別）

事務局 担当部	公開すべき 会議数(A)	未公表件数 (B)	未公表率(%) (B/A)	会議予定の公表(条例第14条第2項)をしなかった審 議会等
総務部	12	0	0.0%	
企画財政部	10	0	0.0%	
市民部	4	0	0.0%	
生活環境部	11	1	9.1%	第1回生活安全推進協議会(初)
保健福祉部	10	1	10.0%	第1回在宅介護支援センター運営委員会(初)
建設部	5	0	0.0%	
経済部	3	1	33.3%	第2回地場企業等活性化審議会(初)
水道部	5	0	0.0%	
生涯学習部	22	1	4.5%	第2回B & G海洋センター運営委員会(再)
その他	1	0	0.0%	
合 計	83	4	4.8%	

公開会議の予定公表時期（媒体別）及び会議録作成（公表）の状況

公表媒体	平均日数	備 考										
市ホームページ掲示	開催前 10.6日	未公表ケース(開催後の掲示)は、0日として評価										
あい・ボード(情報公開コーナー)掲示	開催前 10.7日	未公表ケース(未掲示)は、0日として評価										
会議録作成(情報公開コーナー備付)	開催後 47.6日	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>第1回在宅介護支援センター運営委員会</td> <td>388日</td> </tr> <tr> <td>第3回文化財保護審議会</td> <td>268日</td> </tr> <tr> <td>第1回B & G海洋センター運営委員会</td> <td>257日</td> </tr> <tr> <td>第1回社会福祉協議会</td> <td>194日</td> </tr> <tr> <td>第2回社会福祉協議会</td> <td>161日</td> </tr> </tbody> </table>	第1回在宅介護支援センター運営委員会	388日	第3回文化財保護審議会	268日	第1回B & G海洋センター運営委員会	257日	第1回社会福祉協議会	194日	第2回社会福祉協議会	161日
第1回在宅介護支援センター運営委員会	388日											
第3回文化財保護審議会	268日											
第1回B & G海洋センター運営委員会	257日											
第1回社会福祉協議会	194日											
第2回社会福祉協議会	161日											

公開会議1回当たりの平均傍聴者数は、1.13人。傍聴者数が多かった審議会等のベスト3は、第4回行政改革懇話会(8人)、第3回行政改革懇話会(6人)、第7回福祉のまちづくり検討委員会(5人)。

資料4 審議会等の会議予定の公表、会議録作成及び傍聴状況(平成14年度)

	事務局 担当課	審議会等の名称	回	開催日	公開	諮問	H P	あい・ ボード	広報	会議録	傍聴
1	総務課	政治倫理審査会	1	8/30		×		-	-	12/5	0
2	総務課	表彰審査委員会	1	10/21	×		10/18	-	12	2/27	-
3	行政管理課	特別職報酬等審議会	1	10/22			10/15	10/15	12	2/10	0
		特別職報酬等審議会	2	11/1		×	10/23	10/24	1	2/10	0
		特別職報酬等審議会	3	11/11		×	11/5	11/8	1	2/10	0
4	行政管理課	公務災害補償等審査会									
5	行政管理課	行政改革懇話会	1	4/30		×	4/26	4/26	6	5/2	0
		行政改革懇話会	2	6/5			5/14	5/10	8	6/12	1
		行政改革懇話会	3	7/2			6/24	6/24	9	7/22	0
		行政改革懇話会	4	7/25		×	7/22	7/23	9	8/2	0
		行政改革懇話会	5	8/6		×	8/2	8/2	10	2/10	0
		行政改革懇話会	6	8/27		×	8/22	8/22	10	2/10	1
		行政改革懇話会	7	12/3		×	11/25	11/26	2	2/10	1
		行政改革懇話会	8	1/14		×	1/6	1/7	3	2/10	0
		行政改革懇話会	9	2/3		×	1/16	1/20	4	2/10	0
6	情報管理課	情報公開・個人情報保護 審査会	1	4/26			4/18	4/18	6	5/28	0
		情報公開・個人情報保護 審査会	2	9/27			9/20	9/20	11	10/7	0
7	防災担当	防災会議									
8	企画財政課	総合開発計画策定審議 会									
9	企画財政課	使用料・手数料等審議会	1	4/18			4/5	4/8	6	5/22	3
		使用料・手数料等審議会	2	5/14		×	4/9	5/10	7	7/12	0
		使用料・手数料等審議会	3	6/27		×	6/20	6/20	8	12/5	12
		使用料・手数料等審議会	4	8/29			8/22	8/22	10	12/5	0
		使用料・手数料等審議会	5	10/3			9/20	9/20	12	12/5	3
		使用料・手数料等審議会	6	10/29		×	10/8	10/15	12	12/26	3
		使用料・手数料等審議会	7	2/18			2/10	2/14	4	4/7	1
10	市民の声を 聴く課	男女共同参画推進委員 会	1	4/23		×	4/4	4/18	6	5/29	0
		男女共同参画推進委員 会	2	9/26		×	9/20	9/24	11	10/11	0
		男女共同参画推進委員 会	3	3/28		×	-	-	-	6/5	0
11	市民参加担 当	市民参加制度調査審議 会	1	11/11		×	10/24	10/24	1	12/26	0
		市民参加制度調査審議 会	2	2/20		×	2/14	2/14	4	3/18	1
12	国民健康保 険課	国民健康保険運営協議 会	1	7/9		×	7/10	-	9	9/20	0
13	税務課	特別土地保有税審議会	1	7/17	×		7/3	-	9	7/26	-
		特別土地保有税審議会	2	9/26			9/10	9/11	11	10/1	0
		特別土地保有税審議会	3	3/26			3/13	3/13	5	4/10	0
14	市民生活課	生活安全推進協議会	1	10/30		×	10/17	10/21	12	2/10	0
15	市民生活課	コミュニティセンター運営 委員会	1	9/27		×	10/2	-	11	10/29	0
		コミュニティセンター運営 委員会	2	3/27		×	3/11	3/20	5	4/23	0
16	環境課	環境審議会	1	5/23		×	5/15	5/20	7	6/17	0
		環境審議会	2	9/4			8/22	8/22	11	11/21	0
		環境審議会	3	10/21		×	10/9	10/15	12	11/21	0

	事務局 担当課	審議会等の名称	回	開催日	公開	諮問	H P	あい ボード	広報	会議録	傍 聴
		環境審議会	4	11/19		×	11/8	11/13	1	1/7	0
		環境審議会	5	12/19		×	12/12	12/13	2	1/7	0
		環境審議会	6	1/21		×	12/27	1/7	3	1/31	2
		環境審議会	7	2/13		×	1/29	1/30	4	3/11	0
17	環境課	地域省エネルギービジョ ン策定委員会〔臨時〕	1	9/6			8/22	8/22	11	9/20	0
		地域省エネルギービジョ ン策定委員会〔臨時〕	2	10/29		×	10/9	10/15	12	11/13	0
		地域省エネルギービジョ ン策定委員会〔臨時〕	3	12/5		×	11/8	11/13	2	2/17	0
		地域省エネルギービジョ ン策定委員会〔臨時〕	4	1/22		×	12/27	1/7	3	2/13	2
18	海浜植物保 護センター	石狩海浜植物保護セ ンター運営委員会	1	4/22		×	4/18	4/19	6	5/20	0
		石狩海浜植物保護セ ンター運営委員会	2	11/11		×	11/1	11/8	1	11/15	0
		石狩海浜植物保護セ ンター運営委員会	3	3/18		×	3/10	3/13	5	3/24	0
19	福祉総務課	社会福祉審議会									
20	福祉総務課	福祉のまちづくり検討委 員会〔臨時〕	3	5/24		×	5/15	5/20	7	12/5	0
		福祉のまちづくり検討委 員会〔臨時〕	4	1/10		×	12/25	12/26	3	2/17	1
		福祉のまちづくり検討委 員会〔臨時〕	5	3/27		×	3/19	3/20	5	6/20	5
21	児童家庭課	地域療育推進協議会	1	11/28		×	11/12	11/13	1	12/20	0
22	福祉生活課	在宅介護支援センター運 営委員会	1	7/24		×	7/10	7/12	9	7/29	0
23	介護保険課	石狩地区介護認定審査 会	76	毎週	×		-	-	毎月	毎回	-
24	介護保険課	介護保険事業計画等作 成委員会	4	7/23		×	7/12	7/12	9	8/23	1
		介護保険事業計画等作 成委員会	5	10/31		×	10/24	10/24	12	12/4	1
		介護保険事業計画等作 成委員会	6	1/30		×	1/8	1/14	3	2/21	3
25	健康づくり 課	予防接種健康被害調査 委員会									
26	健康づくり 課	健康いしかり21計画策定 委員会〔臨時〕	1	7/25			7/17	7/17	9	10/9	0
		健康いしかり21計画策定 委員会〔臨時〕	2	1/31		×	12/30	1/7	3	4/21	0
		健康いしかり21計画策定 委員会〔臨時〕	3	3/25		×	2/25	3/6	5	5/26	0
27	維持管理課	冬を快適に過ごすための 協議会	1	11/18		×	11/12	11/13	1	12/4	0
		冬を快適に過ごすための 協議会	2	1/31		×	1/28	1/28	3	2/10	0
		冬を快適に過ごすための 協議会	3	3/28		×	3/3	3/6	5	4/22	1
28	建築課	中高層建築物紛争調整 委員会									
29	都市計画課	都市計画審議会	1	4/9			3/29	3/29	6	4/30	0
		都市計画審議会	2	7/2			6/13	6/13	9	7/12	1
		都市計画審議会	3	9/5			8/23	8/30	11	9/13	0

	事務局 担当課	審議会等の名称	回	開催日	公開	諮問	H P	あい・ ボード	広報	会議録	傍聴
		都市計画審議会	4	11/15		×	10/23	10/24	1	11/25	1
		都市計画審議会	5	2/7			1/8	1/20	4	2/20	1
30	農水産課	新農業振興計画策定協 議会	1	6/3			5/30	5/20	8	6/13	2
		新農業振興計画策定協 議会	2	7/1		×	6/14	6/14	9	7/16	0
		新農業振興計画策定協 議会	3	8/19		×	8/20	-	10	9/3	0
		新農業振興計画策定協 議会	4	9/25		×	9/19	9/19	11	10/8	0
		新農業振興計画策定協 議会	5	12/17		×	12/5	12/6	2	1/8	0
		新農業振興計画策定協 議会	6	2/26		×	2/5	2/6	4	3/11	1
31	商工労働観 光課	地場企業等活性化審議 会	1	12/18		×	12/3	12/4	2	1/31	0
32	商工労働観 光課	融資制度損失補償審査 委員会	1	6/28	×		6/13	-	8	4/16	-
		融資制度損失補償審査 委員会	2	10/17	×		10/9	-	12	4/16	-
		融資制度損失補償審査 委員会	3	12/16	×		12/5	-	2	4/16	-
		融資制度損失補償審査 委員会	4	3/27	×		3/12	-	5	4/16	-
33	業務課	水道事業運営委員会	2	6/27		×	6/20	6/20	8	7/1	0
34	下水道管理 課	下水道事業運営委員会	2	11/13		×	10/21	10/24	1	11/18	0
35	管理課	石狩市立小学校及び中 学校通学区区域審議会	1	6/6			7/2	-	8	7/2	0
		石狩市立小学校及び中 学校通学区区域審議会	2	7/18		×	7/12	7/12	9	8/16	0
		石狩市立小学校及び中 学校通学区区域審議会	3	10/21		×	10/9	10/15	12	11/12	15
		石狩市立小学校及び中 学校通学区区域審議会	4	11/8		×	10/31	10/31	1	12/30	14
36	学校教育課	就学指導委員会	1	7/18	×		7/15	-	9	7/22	-
		就学指導委員会	2	12/6	×	×	11/22	-	12	12/9	-
37	学校教育課	奨学審議委員会	1	5/20	×		5/8	-	7	7/1	-
38	学校教育課	少年指導センター運営委 員会	1	5/27		×	5/17	5/20	7	5/29	0
39	給食センタ ー	学校給食センター運営委 員会	1	7/4		×	7/1	7/1	9	7/9	0
40	社会教育課	教育委員会芸術文化ス ポーツ表彰選考委員会	1	12/17	×		12/5	-	2	12/24	-
41	社会教育課	青少年問題協議会	1	3/31		×	3/20	3/20	5	4/30	0
42	社会教育課	社会教育委員会議	1	6/6		×	7/4	-	8	7/4	0
		社会教育委員会議	2	1/28		×	1/8	1/14	3	1/31	1
		社会教育委員会議	3	3/28		×	3/11	3/20	5	4/10	0
43	地域教育推 進室	生涯学習推進協議会	1	10/29		×	10/15	10/21	12	4/18	0
		生涯学習推進協議会	2	3/28		×	3/20	3/20	5	4/22	0
44	地域教育推 進室	生涯学習研究委員会									
45	公民館	公民館運営審議会	1	6/27		×	7/4	-	8	7/4	0
		公民館運営審議会	2	12/3		×	11/20	11/22	2	12/9	0

	事務局 担当課	審議会等の名称	回	開催日	公開	諮問	H P	あい・ ボード	広報	会議録	傍聴
		公民館運営審議会	3	3/20		×	3/10	3/13	5	4/16	0
46	文化財博物 館開設準備 室	文化財保護審議会	1	6/7			6/4	6/4	8	2/5	0
		文化財保護審議会	2	9/4		×	9/3	-	11	2/5	0
		文化財保護審議会	3	2/13		×	2/5	2/6	4	4/15	0
47	市民図書館	市民図書館協議会	1	5/23		×	5/15	5/14	7	6/7	1
		市民図書館協議会	2	10/1		×	9/5	9/26	12	10/9	1
		市民図書館協議会	3	2/25		×	1/27	2/6	4	3/4	1
48	海洋センタ ー	B & G海洋センター運営 委員会	1	7/16		×	7/15	-	9	9/9	0
		B & G海洋センター運営 委員会	2	12/26		×	12/20	12/20	2	1/16	0
		B & G海洋センター運営 委員会	3	2/28		×	2/20	2/21	4	4/24	0
49	農業委員会	標準小作料設定協議会	1	3/18		×	3/3	3/6	5	4/28	0

		11	187		100	31	8	11	2		81
--	--	----	-----	--	-----	----	---	----	---	--	----

(網掛け箇所は、公開会議の予定公表をしなかったケースなど。)

公開会議の予定公表の状況(事務局担当部別)

事務局 担当部	公開すべき 会議数(A)	未公表件数 (B)	未公表率(%) (B/A)	会議予定の公表(条例第14条第2項)をしなかった審 議会等
総務部	15	1	6.7%	第1回政治倫理審査会
企画財政部	12	1	8.3%	第3回男女共同参画推進委員会
市民部	4	2	50.0%	第1回国民健康保険運営協議会、第1回特別土地保 有税審議会
生活環境部	17	1	5.9%	第1回コミュニティセンター運営委員会
保健福祉部	11	0	0.0%	
建設部	8	0	0.0%	
経済部	7	1	14.3%	第3回新農業振興計画策定協議会
水道部	2	0	0.0%	
教育委員会 生涯学習部	24	5	20.8%	第1回通学区域審議会、第1回社会教育委員会議、第 1回公民館運営審議会、第2回文化財保護審議会、第 1回B & G海洋センター運営委員会
その他	1	0	0.0%	は、当該審議会の運営規定(特別土地保有税審議 会条例第5条)に反して、会議公開をしなかったもの。
合計	101	11	10.9%	

公開会議の予定公表時期(媒体別)及び会議録作成(公表)の状況

公表媒体	平均日数	備考
市ホームページ掲示	開催前 11.9日	未公表ケース(開催後の掲示)は、0日として評価
あい・ボード(情報公開コーナー)掲示	開催前 9.0日	未公表ケース(未掲示)は、0日として評価
会議録作成(情報公開コーナー備付)	開催後 43.2日	第1回文化財保護審議会 243日 第3回福祉のまちづくり検討委員会 195日 第5回行政改革懇話会 188日 第1回生涯学習推進協議会 171日 第3回使用料、手数料等審議会 161日

公開会議1回当たりの平均傍聴者数は、0.81人。傍聴者数が多かった審議会等のベスト3は、第3回通学区域審議会(15人)、第4回通学区域審議会(14人)、第3回使用料、手数料等審議会(12人)。

資料5 パブリックコメント手続の実施状況

(1)「石狩勤労者総合スポーツ施設(サン・ビレッジいしかり)の利用条件」についてのパブリックコメント手続の状況

担当 教育委員会生涯学習部スポーツ課スポーツ振興担当
実施期間 平成15年3月28日から平成15年4月28日まで
意見提出状況 意見提出者0人、意見等の件数0件

(2)「石狩市環境行動計画・環境家計ノート(市民編)」についてのパブリックコメント手続の状況

担当 生活環境部環境課環境保全担当
実施期間 平成15年7月22日から平成15年8月22日まで
意見提出状況 意見提出者0人、意見等の件数0件

(3)「石狩市農業振興地域整備計画の改定(案)」についてのパブリックコメント手続の状況

担当 経済部農水産課農政担当
実施期間 平成15年8月25日から平成15年9月24日まで
意見提出状況 意見提出者0人、意見件数0件

(4)「石狩市福祉のまちづくり条例(素案)」についてのパブリックコメント手続の状況

担当 保健福祉部福祉総務課企画総務担当
実施期間 平成15年10月31日から平成15年12月1日まで
意見提出状況 意見提出者3人、意見等の件数7件

意見検討経過 担当が作成した意見の処理原案をもとに、関係所管課との協議を経て、12月18日付けで文書により市長決定を得た。なお、この条例案を平成16年3月開催の第1回市議会定例会に提案するにあたり、再度総務課法制担当と協議したところ、他の条例との整合性の確保や重複した規定内容の整理といった法制度上の見地からの修正が必要となり、この条例案については、2月16日付け文書により市長決定を受け、市議会に提案し議決された。

意見検討結果とその理由 下表のとおり。

原案 (条例素案)	意見	検討結果・理由	関係課協議経過
条例の理念	内容はすばらしいものと思うが、生活を豊かにしようとする施策には賛成できない。公正さも必要ではないか。豊かさは金や物では買えないと思う。その理念をしっかり持って、高齢者や障がい者ばかりに目を向けるのではなく、子どもが健やかに育つ福祉のまちづくりを目指すべきである。高齢者や障がい者は色々な施策があってもう充分です。子どもや若い人のことを考えるべきだ。	(措置済み) この条例は、ノーマライゼーション理念のもとに、高齢者、障がい者、児童をはじめすべての市民が共に支え合いながら、安心して快適に暮らすことができる社会の実現を目指すものであり、物質的な豊かさだけを求めるものではなく、むしろ「こころ」を重視した内容となっています。また、ご指摘の子どもに関しては、「基本的施策」の中で、第12条に「子育て・子育てへの支援」として盛り込んでいます。	

「第2章 基本的施策」に関すること	犯罪が急増する現在において、何かの事件や火災等があった際の対処として「ナースコール」のようなボタンを押せば近所に繋がって、警察が来る前に近所の人に来てもらえ、尚且つ家の外に設置した赤色灯が周りに何か事件があったことを伝えるような防犯システムをつくることをこの条例に謳ってはどうか。これは高齢者等だけでなく、市がその装置の無料給付を行って全市的に設置できれば、全国的にも防犯先進地として高い防犯効果が得られるものと考え。	(採用せず) この条例は、「みんなが幸せに暮らせる」社会づくりを目指し、市、事業者及び市民の連携・協力のもとに、福祉のまちづくりを推進するための指針として制定しようとするもので、防犯に関することを規定するものではありません。なお、全市的に防犯通報装置等を市の負担で設置することについては、対応は困難です。	市民生活課 / 福祉生活課
条例中障害者の「害」の記述について	障害者の「害」を平仮名の「がい」にしてはどうか。色々な考え方があることはわかっているが、害の字からくるものは害虫、害になるものというイメージが強く、若い人たちの会話の中で、何か汚いものとかを指して障害と表現しているのを聞くと害は平仮名が良いと思う。	(採用せず) 条例は法の一形式であるため、現在まだ関係法令等が「害」を用いていることから、この条例において「がい」を使うことは法制上難しく採用できませんでした。しかし、今後市では、市民向けに提供する資料等(法令・条例等以外)については、ご提言の趣旨も踏まえ、「がい」を用いることとしています。	総務課法制担当 / 福祉生活課
条例中「人権」という言葉がない	条例の中に「尊重」されることは出てきているが、「人権」が出てきません。誰もが等しく与えられている人権を使う必要がある。人権が尊重されるといっても良いと思う。事業所についても人権を尊重するという言葉が必要と思う。	(採用せず) 「人権」は、憲法により「侵すことのできない永久の権利」として、国民に保障されているため、この条例では「人権」という記述はありませんが、「市民一人ひとりが個人として尊重され」といった文言は、当然にして憲法の趣旨に即した「基本的人権の尊重」にほかならないと思います。	総務課法制担当
条例第12条第1項中の「健やか」の記述について	「健やか」は健康の健を使っているが、これは論議の多いところである。健康の健を使うことが障がいのある子が排除されるように感じるので、「すこやか」と平仮名を使うとか、「安心して安全に」を使えないか。	(採用せず) 「健やか」は、ご指摘のとおり無病で丈夫なイメージを与えることもありますが、今日では、広く心身についても「健やか」が使われており、一般的になっているのではないのでしょうか。その意味で、障がいのあるなしにかかわらず、すべての子ども達に共通する表現の方が相応しいと考えましたので、採用できませんでした。	総務課法制担当 / 福祉生活課
条例第2条(3)事業者の定義	事業者の定義が、生産・営利を目的としただけの「社会福祉事業」としてはどうか。この表現で良いか。その流れの中で非営利法人が書かれているがどのような意味か良く分からない。書き方に工夫が必要ではないか。	(一部採用) この定義は、特定の事業者を指したのではなく、生産・営利を目的とした株式会社・有限会社・個人事業者等や、社会福祉事業、その他公益事業等を目的として設立された社会福祉法人・NPO法人等の非営利法人など、営利・非営利、法人・個人を問わずすべての事業者を意味しています。ご指摘のとおり表現が分かり難い面もありますが、事業者を特定しない趣旨からも、あえて条例で定義づける必要性に疑義もありませんから、この規定を削除します。	総務課法制担当

条例第22条(表彰)	表彰について、誰が優れていることを判断するのか。目に付かないことを長年続けている方もいます。バリアフリーを目指しているのであれば、皆がそうでなくてはならないことです。そこに優れたものを特別に表彰することが必要か、無くても良いと思う。	(採用せず) この条例は、市、事業者及び市民それぞれの役割を明らかにし、それぞれの役割に応じて福祉のまちづくりの推進に努めること、又その実践を期待するものです。ご指摘の点は、この条例の趣旨からも理解できますが、市民、事業者に対して福祉のまちづくりに関する実践を助長する意味からも、表彰制度を設けることは必要と考えますので対応できませんでした。なお、この制度の具体的な運用については、別途要綱等を定めて実施しようと考えています。	総務課法制担当
------------	--	--	---------

(5)「平成15年度事業評価(試行)の作業中間報告」についてのパブリックコメント手続の状況

担当 企画財政部参事(事業評価・市民参加担当)

実施期間 平成15年11月1日から平成15年12月1日まで

意見提出状況 意見提出者10人、意見等の件数51件

意見検討結果とその理由 下表のとおり。

個別事業の評価内容について(43件)

対象事業名	職員福利厚生会交付金	事業CD	T4
担当部課	総務部行政管理課	部長氏名	白井 俊
意見の要旨	最終評価への反映状況及びその理由		関係協議経過
職員福利厚生会への交付金について、課長評価では「積算根拠などを明確にし」「交付金額の妥当性の精査が必要」であるとしている。もちろん、精査はきちとすべきであるが、福利厚生事業は市民に奉仕する職員が意気に燃えて仕事に励む糧となる。交付金の性格から、職員全体に還元され、無駄な支出がない内容であれば、それで充分ではないか。総合評価は「D」ではなく、せめて「C」でもよいのではないか。	(一部反映する) 平成16年度予算編成において交付金額など事業の内容について精査する中で、福利厚生事業の趣旨を考慮したところである。		職員福利厚生会事務局(口頭、12/26) 事業評価会議での検討(1/15) 市長・助役ヒアリング(1/28)

対象事業名	特別職報酬等制度事務	事業CD	T5
担当部課	総務部行政管理課	部長氏名	白井 俊
意見の要旨	最終評価への反映状況及びその理由		関係協議経過
課長評価の内容から、審議会の答申内容を反映できなかったことは市長の主観的な意思が反映されたものとする。今後、客観的な評価の導入により、審議会の答申をできる限り尊重する考えを市長自ら持つ必要がある。	(今後の参考とする)		事業評価会議での検討(1/15) 市長・助役ヒアリング(1/28)

対象事業名	職員住宅管理事務	事業CD	T6
担当部課	総務部行政管理課	部長氏名	白井 俊
意見の要旨	最終評価への反映状況及びその理由		関係協議経過
職員住宅の今後のあり方についての検討は経過措置期間が終了した段階ではなく、期間中に行き詰り結論を出し、期間終了後速やかに実行すべきである。	(一部反映) 職員団体との協議はすでに実施しており、期間終了後の実行を目指している。		職員労働組合(文書、平成14年度から継続協議) 事業評価会議での検討(1/15) 市長・理事者ヒアリング(1/28)

対象事業名	市記録紹介ビデオ製作事務	事業CD	T12
担当部課	企画財政部市民の声を聴く課	部長氏名	野 昭夫
意見の要旨	最終評価への反映状況及びその理由		関係協議経過
市の将来展望に立った時、記録は多くに残さなければならない。是非継続すべきである。また、事業活動が計画どおり進捗しているのであれば、総合評価は「C」ではなく「B」でよいのではないか。	(総合評価に反映) 「まちの今」を映像で残していくことは、歴史文化や都市発展の変遷を記録保存する上でも大変重要なことである。継続することで、効果が発揮されるものであり、単年度での評価は難しいものがあるが、限られた費用の中での取組としては良好であり、事業の意義は高いので「B」評価とする。		事業評価会議での検討(1/15) 市長・助役ヒアリング(1/28)
市民参加を積極的に推進するために「映像コンテスト」の実施を検討してもらいたい。これは市民参加の大きな場面となる。	(反映できるよう努める) この事業に限らず、各種事業の取組みの中で、「映像コンテスト」が実施できないか検討する。		

対象事業名	ホームページ運用事務	事業CD	T13
担当部課	企画財政部市民の声を聴く課	部長氏名	野 昭夫
意見の要旨	最終評価への反映状況及びその理由		関係協議経過
総合評価のコメント内容から判断すると、「B」評価とすることには疑問がある。検討課題山積、研究の余地ありとしているが、解決策方針をある程度示す努力も必要と思う。	(反映する) システムセキュリティの確保に万全を期すためには常に問題意識を持つことが重要である。 また、分かりやすい情報となっているか、求める情報を容易に導き出すことができるかなど、情報発信のバリアフリー化への取組は改善の余地がある(コンテンツの整理が必要)ので「C」評価とする。		事業評価会議での検討(1/15) 市長・助役ヒアリング(1/28)

対象事業名	市長室開放事業	事業CD	T14
担当部課	企画財政部市民の声を聴く課	部長氏名	野 昭夫
意見の要旨	最終評価への反映状況及びその理由		関係協議経過
5事業の成果」として、14年度の来訪者延べ人数が目標値の約6割の達成率であるならば、総合評価は「C」ではなく「B」でよいのではないか。	(反映しない) この事業は、毎月、第2週ないし第3週の水曜日午後に固定化されており、利用しづらい面もある。より参加しやすい工夫はないのか、広報以外の有効な市民PRの手法がないのかなど、検討すべき点もあることから「C」とした。		事業評価会議での検討(1/15) 市長・助役ヒアリング(1/28)
参加したくても中々できないのが実態である。そこで新たな試みとして、市長の「招待制」を提言する。もちろん、公募を前提にして、そのほかに年間計画を立て、色々な方面の人達を招待し、交流を深めるべきである。このような機会があれば、訪問者が増えると思う。形式ではなく、実質を取るべきである。	(一部反映できるよう検討) 来訪者数のみで、この事業の全てを評価することは出来ないが、より多くの市民に利用してもらえる工夫は必要である。月単位だけではなく年単位で参加者を公募する仕組みについても検討する。		

対象事業名	財政構造改革事務	事業CD	T16
担当部課	企画財政部参事(財政構造改革担当)	部長氏名	野 昭夫
意見の要旨	最終評価への反映状況及びその理由		関係協議経過
石狩市の財政構造改革を積極的に推進する必要があるなら、「16年度の方向性」として人員体制を縮小してよいのか。	(16年度の方向性に反映する) 16年度の国家予算から「三位一体改革」が具体的に動き出し、地方交付税などの大幅な見直しにより、自治体経営の新たな転換期を迎えることから、更なる歳出削減や行財政運営の一層の効率化が求められており、組織体制は「現状維持」とすることが必要である。		事業評価会議での検討(1/15) 市長・助役ヒアリング(1/28)

対象事業名	NPO推進事業	事業CD	T17
担当部課	企画財政部参事(NPO・男女共同参画担当)	部長氏名	野 昭夫
意見の要旨	最終評価への反映状況及びその理由		関係協議経過
本事業は市長の政策的事業であり、組織づくりだけの総合評価「D」の内容では寂し過ぎる。16年度において一段の強化策が望まれる。	(16年度においては、これまでの取り組み経過を充分踏まえて具体的施策の構築を図りたい。)地域社会の様々な分野で活躍するNPOとの協働は市にとって重要な施策の一つであるが、14年度においては、PR活動や研修会の開催など、初期的な取り組み内容に止まっていることから「D」としたい。		事業評価会議での検討(1/15) 市長・理事者ヒアリング(1/28)

対象事業名	生活安全モデル地域事業補助事業	事業CD	T27
担当部課	生活環境部市民生活課	部長氏名	吉田 保雄
意見の要旨	最終評価への反映状況及びその理由		関係協議経過
本事業の総合評価「B」は妥当と思われる。	(反映せず) 事業実施町内会では、犯罪の抑止効果が表れているが、モデル地区の指定が一地区に止まったことから「C」とする。		事業評価会議での検討(1/15) 市長・助役ヒアリング(1/28)
今後も継続していく必要があると思う。	(反映せず) 市内全域での防犯活動を構築するため、モデル地区の成果を基に、取り組みの方向性を含めて検討する時期である。		
事業推進に当たって、町内会役員会等で「割れ窓理論」を説き、諸活動を推進してきたことが評価に反映されており、評価内容は適切と認められる。	(特に検討は必要ないものとする。)		
一定の成果が見られる。今後の各種犯罪や事故等の傾向を踏まえ、計画の改善や補正など見直し、事業の継続を希望する。	(反映せず) 市内の犯罪発生件数が増加傾向にあることから、全市的な防犯活動を構築するため、モデル地区の成果を基に、指針づくりを行う。		

対象事業名	環境学習推進事業	事業CD	T29
担当部課	生活環境部環境課	部長氏名	吉田 保雄
意見の要旨	最終評価への反映状況及びその理由		関係協議経過
2年連続取り組まれた「ふるさと自然塾」と同様な「指導者養成事業」を今後も取り組んでほしい。	(一部反映する) 市が実施する自然観察会や自然環境調査での指導、調査活動ができるよう、修了生の実践活動の場を創出する必要がある。		事業評価会議での検討(1/15) 市長・理事者ヒアリング(1/28)

身近な自然の楽しさを伝えるよい機会になっている「自然観察会」にたくさんの市民に参加してもらうため、「小学校の学習」や「学校の先生の研修」、「高齢者の散策」、「社会教育団体の活動」として取り入れられるよう、関係団体等に呼びかけられないか。	(一部反映する) 既存事業と新たな団体対象事業を実施体制、スケジュール等を含めて総合的に検討する必要がある。	
--	---	--

対象事業名	衛生団体連合会補助金	事業CD	T34
担当部課	生活環境部こみ対策課	部長氏名	吉田 保雄
意見の要旨	最終評価への反映状況及びその理由		関係協議経過
衛生団体連合会の組織効率等の観点からの見直しであれば、総合評価は「E」となり、また事業の大幅な見直しが必要であると考えます。	(反映せず) 観点別評価の中では、事業活動(実施事業)そのものについては概ね良好と考えており総合評価は「D」とする。なお、町内会活動と重複する部分など効率的な運営に問題があるものと考えます。		事業評価会議での検討(1/15) 市長・助役ヒアリング(1/28)
現在連合会で検討されている事項や内容に成果がない。連合会を廃止し、もし検討するような事項がでてきた場合は、市連協の理事会の中で議論したらどうか(構成員も同じだから)。	(反映せず) 市衛生団体連合会自らの見直し検討が重要であるが、効率的な事業活動を進めるため、市連協町内会との議論は当然必要と考える。		
もし、同連合会を存続させるのであれば、無駄となっているゴミ袋を購入し、市内一斉に実施するクリーン作戦に配布しているのを中止すべきである。	(反映するよう検討する) クリーン作戦を含めた全事業内容について、縮小・廃止等の全面見直しを実施する。		

対象事業名	社会福祉協議会補助金	事業CD	T39
担当部課	保健福祉部福祉総務課	部長氏名	棚橋 文男
意見の要旨	最終評価への反映状況及びその理由		関係協議経過
市社会福祉協議会の組織体制において市職員の派遣は必要最小限に留めているのだろうか。財政支援は必要であるが、人的支援としての市職員派遣は社会福祉法人団体の独自性確保から検討を要する。	(反映済み) 市社会福祉協議会(以下「社協」)への市職員の派遣については、社協からの派遣要請を受け、現在、2名の派遣を実施しています。当該派遣は、社協が従来から行ってきた各種事業やボランティア事業等のほか、市からの総合保健福祉センター(りんくる)の管理受託をはじめ、平成12年度には介護保険制度の導入に伴い、デイサービスセンターの管理運営を受託するなど、いわゆる「事業型社協」に転換するにあたって、事務局体制を強化するため行っています。 特にデイサービスセンターの運営にあたっては、市民の期待に応える質の高いサービスの提供と、効率的な運営を期待しているところであり、その基盤整備になお一定期間最小限の人的支援が必要なことと考えています。 市と社協は、地域福祉を推進する上で車の両輪の如く進めていくことが大切であり、また、社協も現実的に「公共的サービス」を担っていることも事実であることから、人的支援については、必要最小限とする中で、将来の組織のあり方や事務局体制の充実・強化を含め社協と協議・連携を図っていきたいと考えています。		総務部行政管理課(口頭、12/16) 事業評価会議での検討(1/15) 市長・助役ヒアリング(1/28)

対象事業名	まちかどサポートセンター運営 支援事業	事業CD	T40
担当部課	保健福祉部福祉総務課	部長氏名	棚橋 文男
意見の要旨	最終評価への反映状況及びその理由	関係協議経過	
本事業を小地域事業の町内会の枠外として、子育て支援・身障者支援・高齢者支援の各ボランティアのほか、少年少女体育助成ボランティア等の私設団体に助成支援をし、年一回文化体育祭に成果を発表してもよいと思う。	(反映できませんでしたが、今後は検討する必要がある) 本事業は、共に支え合い安心して暮らせる地域づくり(「以下「地域福祉」)の推進を図ることを目的に実施しており、この事業を支えるボランティアの裾野を広げ、一層の振興を図るという観点では、福祉分野だけでなく、文化・スポーツ等社会教育分野を含めて支援していく趣旨は理解できます。しかし、この事業の第一義的な目的は、高齢者、障がい者(児)、児童が地域で生き生きと暮らせるよう、地域での助け合い、支え合い活動を支援し、市民の自主的な福祉活動の活性化を期待するもので、一定の成果は認められるものの、事業活動のネットワーク化や質的向上などの課題もあり、今後も一層事業の充実を図っていくことが必要と考えます。 なお、将来的には、本事業の目的達成度等評価を勘案し、行政各分野の横断的な取り組みについても検討が必要と考えます。	生涯学習部社会教育課(口頭、12/16) 事業評価会議での検討(1/15) 市長・助役ヒアリング(1/28)	
これらの団体には施設使用料を無料としてはどうか。	(反映済み) 本事業は、施設利用料が必要な場合は、その実費相当額を「施設使用料割」として補助しています。従って、実施団体にとっては、実質的に無料となっております。		

対象事業名	児童館運営事業	事業CD	T46
担当部課	保健福祉部児童家庭課	部長氏名	棚橋 文男
意見の要旨	最終評価への反映状況及びその理由	関係協議経過	
「今後の方向性・課題」として、児童館職員の体制強化を図るためには正職員の配置が必要であり、嘱託職員や臨時職員では運営上問題であるとしている。しかし、今日の財政状況を考えると、直ぐに正職員を増員するのではなく、先ずは現在の嘱託・臨時職員を有効に活用し、どうしても増員する必要がある場合は嘱託・臨時職員で対応し、それでもなお対応できない場合に限り、正職員で対応すべきであると考えている。	(今後の方向性に反映する) 現在、児童館4館、ミニ児童館2館、放課後児童会8ヶ所を設置し、それぞれ嘱託職員、臨時職員を配置のうえ、各種事業を実施しております。 近年、特に放課後児童会の利用児童が年々増加しており、このようなことから、児童館等の管理運営体制の強化を図る必要が生じており、嘱託・臨時職員の有効活用はもちろんのこと、明年度、私立保育所が法人に移行されることに伴い、児童館に正職員(保育士、数名)を配置し、企画運営等、体制強化を図っていきたく考えております。	事業評価会議での検討(1/15) 市長・助役ヒアリング(1/28)	

対象事業名	敬老会交付金支給事業	事業CD	T50
担当部課	保健福祉部福祉生活課	部長氏名	棚橋 文男
意見の要旨	最終評価への反映状況及びその理由	関係協議経過	
高齢になると出不精になりがちになるので、敬老会に出席して、皆と交流を図ったり、少しでも外に出て、一日でも多く健康で過ごすことができれば、介護の厄介になる期間も少なく済む。介護保険の経費を削減するためにも今後も継続すべきである。	(一部反映する) 地域全体で長寿を祝う敬老事業は必要なものではあるが、年々増加する対象者(70歳以上)に対して、実施主体の町内会等が会場確保等開催に苦慮している状況であることから、本事業のあり方を見直す時期に来ております。 ご意見の趣旨は否定しませんが、やはり、高齢者クラブなど普段からの交流や活動を通して、健康保持や生きがいを持った生活を過ごすことが大切と考えます。	事業評価会議での検討(1/15) 市長・助役ヒアリング(1/28)	

敬老会を市主催とし、市内5、6地区に分割して、アリーナやコミュニティセンター等における祝賀イベントにして、飲食を廃止し、また年齢を75才以上に引き上げて、敬老予算を削減し、現在、市が交付している町内会への交付金を廃止すべきだ。	(今後の検討事項として反映する) 本事業のあり方については、今後、社会福祉審議会などから色々な意見を頂いて検討していくこととしております。年齢の引上げなど貴重な意見として反映していきます。	
---	---	--

対象事業名	ふれあい雪かき運動助成事業	事業CD	T52
担当部課	保健福祉部福祉生活課	部長氏名	棚橋 文男
意見の要旨	最終評価への反映状況及びその理由	関係協議経過	
地域モデル事業となっているが、地域の選定はどのような方法で行われているのか。例えば、一人暮らしの高齢者の実態、その地域密度の調査などがしっかり行われ、妥当性があるのかどうか点検が必要と思う。また、総合評価は「C」ではなく「D」と思う。	(反映せず) 本事業は、特に地域を限定した事業ではなく、地域福祉活動自体のモデル事業であり、あくまで地域町内会等が自主的に実施する「除雪ボランティア活動」に対する助成事業であります。 対象世帯については、1人暮らし等高齢者や障がい者世帯がありますが、特に市が指定しているものではなく、申請時に提出される名簿により審査しており、市が実態調査など細かな点検は行わず、あくまで地域の実態にあわせた主体性を尊重し、実施している事業であります。 まだまだ全市的な取り組み状況にはなっていませんが、既に8地域では継続して実施しており、地域に住む高齢者や障がい者にとって冬期間の生活の安全確保と地域で支え合う地域福祉の促進には必要な事業として現段階では「C」評価といたしました。	保健福祉部福祉総務課(口頭、12/18) 事業評価会議での検討(1/15) 市長・助役ヒアリング(1/28)	
「6 事業の観点別評価」の「2、有効性・必要性」において、有効性に疑問ありと評価しているのであるならば、総合評価「C」は甘過ぎると思う。事業の市民PR及びボランティア組織育成、町内会助成のあり方等問題解決策の検討を望むものである。	(一部反映する) これまでの実施地区(8地域町内会)の実績から全市的な事業としての有効性に疑問があるということで、その必要性を否定しているものではありません。 ただし、現実として実施地区が広がらない状況の中では、運動促進に向けた課題調整が必要と考えています。このようなことから、総合評価は「C」といたしました。		

象事業名	北海道遺産石狩川歴史・文化伝承事業	事業CD	T78
担当部課	経済部商工労働観光課	部長氏名	工藤 厚志
意見の要旨	最終評価への反映状況及びその理由	関係協議経過	
本事業は北海道の補助事業と思うが、補助が受けられるこのような事業は是非とも継続実施できるよう補助金の確保に努めるべきである。	(今後の方向性に反映する) 本市の歴史・文化を次世代へ引き継ぐべき事業として継続実施に努める。限りある財源での事業実施となるため補助金等の財源の確保に努める。	事業評価会議での検討(1/15) 市長・助役ヒアリング(1/28)	

対象事業名	水道事業 PR・情報提供事業	事業CD	T84
担当部課	水道部業務課	部長氏名	後藤 敏仁
意見の要旨	最終評価への反映状況及びその理由		関係協議経過
「5事業の成果」を示す指標として、市民アンケート有効回数を掲げられている。14年度の回答率は38%となっているが、任意のアンケートのため、この回答率は評価になじまないと思う。別な方法を検討すべきである。	(反映せず) 事業の成果を示す指標として、アンケート有効回答数を設定したところであるが、今後はアンケート内容に理解度などの項目を設け、成果を示す指標に反映させるため。		事業評価会議での検討(1/15) 市長・助役ヒアリング(1/28)
総合評価は「C」ではなく「D」になるのではないのか。	(総合評価を反映する) 事業目的の必要性が高い事業であるが、その有効性や事業活動の方法等に疑問を残しており、その手法を含め再検討の必要があるため「D」評価とする。		

対象事業名	通学区域事務	事業CD	T87
担当部課	生涯学習部管理課	部長氏名	樋口 幸廣
意見の要旨	最終評価への反映状況及びその理由		関係協議経過
これは苦勞の多い難しい事務であり、「審議会の答申」「教育委員会議」「説明会」という通り一遍の作業では問題は解決しない。「説明」「話し合い」「納得」が基本であるが、時には誠意を込めた「説得」も必要である。確固たる考えに基づいて条件整備をし、理解してもらう積極的な行動が必要である。これも民主主義の重要な側面であると考え。	(今後の参考とする) ご提言の点は、今後の事務執行の参考に活用していく。		事業評価会議での検討(1/15) 市長・助役ヒアリング(1/28)

対象事業名	小学校教育用コンピュータ整備事業	事業CD	T88
担当部課	生涯学習部管理課	部長氏名	樋口 幸廣
意見の要旨	最終評価への反映状況及びその理由		関係協議経過
「5事業の成果」の中で、14年度のコンピュータの利用実績が出ておらず、また13年度の実績は12年度を下回っている。目標値の設定がないと成果を判断することは難しいのではないのか。	(今後は反映できるよう努める) 事業実施にあたり、目標値の設定は当然にして必要。学習指導の時限として活用している。		事業評価会議での検討(1/15) 市長・助役ヒアリング(1/28)
小学校でローマ字を習うが、コンピュータへのローマ字入力は習っている学年から実施しているのか。せっかく習っているのだから、それを生かすことが必要であると思う。	(特に検討は必要ないものとする) 基本的にローマ字は小学校4年生で教えられ、その後はローマ字入力となっている。		

「5事業の成果」欄にホームページを開設している学校数が掲載されているが、ホームページの開設には専門的な支援が必要と考える。	(今後は必要に応じ反映できる様に努める) ホームページ開設が目的ではなく、評価の対象とはならない。今後、学校の要請により必要な支援を行う。		
---	--	--	--

対象事業名	職員・市民の出前講座事業	事業CD	T95
担当部課	生涯学習部社会教育課	部長氏名	樋口 幸廣
意見の要旨	最終評価への反映状況及びその理由		関係協議経過
出前講座のメニューとして、医療、体操等のメニューの充実を図ってほしい。	(反映せず) 市民ニーズ等により、必要に応じメニューを更新しているが、今後も随時更新していく。		事業評価会議での検討(1/15) 市長・助役ヒアリング(1/28)

対象事業名	コミュニティセンター講座開催事業	事業CD	T97
担当部課	生涯学習部社会教育課	部長氏名	樋口 幸廣
意見の要旨	最終評価への反映状況及びその理由		関係協議経過
石狩市の生涯学習推進に急務を要する施策は次のとおりである。 「潜在する学習意欲」の調査 「学習相談員の養成」と「相談窓口の設置」 「学習機会の整備・充実」についての成功している市町村の調査見学を実施 「総合的学習の時間」の土曜日の実情把握	(反映せず) 生涯学習等の推進に向けて、提言の点については今後調整・研究を行う。 また、児童・生徒の土曜日の実情把握については、検討する。		事業評価会議での検討(1/15) 市長・助役ヒアリング(1/28)

対象事業名	子どもセンター協議会補助事業	事業CD	T99
担当部課	生涯学習部社会教育課	部長氏名	樋口 幸廣
意見の要旨	最終評価への反映状況及びその理由		関係協議経過
同センターでは市が企画実施するイベントや体験活動などの情報誌「カマLi」を発行しているが、この冊子を世帯にではなく、全ての子どもに配布するなど無駄が出ている。学校情報などは各学校のホームページを充実し、情報のスリム化を図ることも必要である。この情報誌の廃止を検討してはどうか。	(今後の方向性に反映する) 児童・生徒に対する情報提供について再検討をする。		事業評価会議での検討(1/15) 市長・助役ヒアリング(1/28)

対象事業名	ロビー展等開催事業	事業CD	T102
担当部課	生涯学習部社会教育課	部長氏名	樋口 幸廣
意見の要旨	最終評価への反映状況及びその理由		関係協議経過
市役所のロビーを活用しての芸術作品展示やコンサートはとてよい事業であり、有効に活用されている。総合評価「C」は辛すぎる。「A」でよいのではないか。	(総合評価に反映する) 庁舎ロビーを活用しての鑑賞会は、費用対効果も高い。活動家の発掘や市民に多くの芸術・文化に触れる機会の創造に役立っているため、「B」評価とする。		事業評価会議での検討(1/15) 市長・助役ヒアリング(1/28)

利用方法として、偶数月がロビー展、奇数月がロビーコンサートになっていることを、できる限り機会を捉えて市民に周知すべきである。	(今後反映できるよう検討する) 市民周知の方法については、さらに検討する。		
--	--	--	--

対象事業名	芸術文化振興奨励補助事業	事業CD	T103
担当部課	生涯学習部社会教育課	部長氏名	樋口 幸廣
意見の要旨	最終評価への反映状況及びその理由		関係協議経過
本事業は他の市町村にはあまり例を見ないすばらしい事業である。芸術振興に関する評価は感動にかかわることから、大変難しい面もあるが、是非今後も継続してほしい。また、総合評価は「B」ではなく「A」ではないのか。	(一部反映する) 事業評価の基礎的データが不足し、本事業の目的の達成度が不明確な点はあるが、事業は良好であるので、今後も継続する。		事業評価会議での検討(1/15) 市長・助役ヒアリング(1/28)
本事業の14年度の予算額(助成額)は200万円から100万円に減額されているが、応募者が多いときは増額補正の措置を講ずるという姿勢で取り組んでほしい。	(反映せず) この事業は基本的に予算内における取り組みだが、事業により必要に応じて増額補助も検討する。		
行政として、常に補助対象となり得る活動や事集を発掘する努力をお願いしたい。待つのではなく、育てることも行政の重要な役割だと思う。	(今後の方向性に反映する) ご意見の趣旨で取り組む。		

対象事業名	体育協会補助事業	事業CD	T108
担当部課	生涯学習部スポーツ課	部長氏名	樋口 幸廣
意見の要旨	最終評価への反映状況及びその理由		関係協議経過
体育協会の職員は職務に熱心で、かつ対応も親切であり、よくやっていると評価をしている。同協会の活動内容をもっと高く評価してもよいのではないかと思う。(総合評価は「C」ではなく「A」又は「B」でよいのではないかと思う。)	(一部反映する) (財)体育協会の財務は補助金の割合が高いが、設立の趣旨に基づき努力され、業務が良好に執行されているので「B」評価とする。		事業評価会議での検討(1/15) 市長・助役ヒアリング(1/28)

事業評価全般について(8件)

意見の要旨	意見の検討結果	左の理由・説明など
補助金の評価のポイントは、その用途や成果を精算書等の書面で確実に把握しているかどうか。また担当者が活動実態を把握する機会を持っているかどうかであり、市の対応も問われることになる。	ご意見を今後の改善に生かします。	指摘のとおり、補助金交付事業を客観的に評価するためには、何よりも事業実績報告書などにより、事業の具体的な成果を正確に把握することが大切と考えますので、今後も説明会などの機会を通じて、市職員にこの趣旨を徹底してまいります。

4つの観点別評価の中で疑問あり、低いと評価しているのに、総合評価でA、B、Cという評点がつけられている事業がある。なぜ評点が良いのか、説明が不十分な面も見受けられるので、事業評価会議で検討してもらいたい。	ご意見を今後の改善に生かします。	観点別評価で「一部問題あり」、「疑問あり」と評価しながら、総合評価でC以上の評点がつけられた事業数は33となっており、ご指摘のとおり、評点についての説明が不十分なシートも見られますので、次年度において適切な説明がなされるよう改善を図ってまいります。
--	------------------	--

<p>行政当局の自己評価にパブリックコメント手続を組み入れても客観的な評価には限界がある。行政当局の評価結果を第三者機関が評価するなど、評価に対する市民の信頼を高める必要があるのではないか。</p>	<p>ご意見を検討させていただきましたが、右の理由から採用しないことになりました。</p>	<p>一般的に行政評価のレベルは上から順に政策評価、施策評価、事業評価の3段階に区分されます。これの中で、施策評価レベル以上ですと、第三者評価などの外部評価が生かされる可能性はありますが、本市が現在試行している事業評価は一つひとつの事業を詳しく評価しようとするものですから、外部評価はなじまないと考えております。当面はパブリックコメント手続により、さらに多くの市民意見が提出されるよう、働きかけてまいります。</p>
<p>石狩市の事業評価制度は導入したばかりなので、制度が定着するまでの間、事業評価会議の役割を重視し、中立・公平な立場での評価となるよう、第三者を加えた委員会にしてはどうか。</p>	<p>ご意見を検討させていただきましたが、右の理由から採用しないことになりました。</p>	<p>全庁的な視点に立った公平かつ客観的な評価を行うために事業評価会議の役割を重視することは理解しますが、第三者を加えた委員会とすることは上記の同様な理由から、現時点では難しいと考えています。</p>
<p>事業評価が市民の信頼と理解、協力を得るためには、市民の評価能力も高める必要がある。その施策として、市民モニターやNPO、特定住民による評価方式を導入し、住民調査による指標化を目指してはどうか。また、事業評価制度が軌道に乗るまでには相当な時間が必要なことから、その間、住民意識調査などを活用し、市民の満足度、充実度など比較的指標化が容易な事業に絞って行政評価アンケートを実施し、段階的に評価精度を高めてはどうか。</p>	<p>ご意見を今後の参考にさせていただきます。</p>	
<p>事務事業レベルの評価確立後の政策・施策レベルの評価の検討はどこまで進んでいるのか。また、市民意見をいただくために、分りやすい公表方法の検討が必要と述べているが、具体的な検討がなされているのか</p>	<p>事業評価に対するご質問として、右のとおりお答えします。</p>	<p>本市の事業評価の現状は、事務事業レベルの評価の試行という、ようやくスタートライン上に立ったところです。今後も試行を積み重ね改善をしながら、一步一步着実に次の段階へ進めてまいりたいと考えております。また、市民への分りやすい公表方法の一つの試みとして、今回、評価対象事業に関連するいくつかの施設に拡大した評価シートを掲示しましたが、今後も引き続き、分りやすい公表方法について検討してまいります。</p>
<p>観点別評価で疑問ありとしているながら、総合評価で良好(B)、可も不可もなし(C)としているケースが見受けられる。絶対評価のほかに、同一の部課では相対評価基準が必要ではないか。また、評価基準も個人により受け取り方が異なるので、組織全般を通して整合性を保つことは難しいことから、ある段階で二次評価基準を策定し、公平性を確保することも必要である。</p>	<p>ご意見の一部を今後の改善に生かします。</p>	<p>ご指摘の評点につきましては、上記のとおり、適切な説明がなされるよう次年度において改善を図ってまいります。また、本市の事業評価は、先ず、事業の直接の責任者である担当課長が一次評価を行い、その後、この評価内容を作業中間報告として市民に公表と意見募集(パブリックコメント手続)し、提出された市民意見などを踏まえて、担当部長が部の視点から各課対象事業の最終評価を行っておりますが、さらに慎重な検討が必要な事業については市長が全庁的視点から最終評価を行うという3段階の手法が取られています。こうした段階的評価手法によりご意見の趣旨は取り入れられていると考えています。</p>

事業評価は行政活動を対象とするものであり、市民活動団体の活動内容にまで立ち入った評価を行うことは問題である。	ご意見を今後の改善に生かします。	市民活動団体についても、補助金が交付されている以上は、補助事業が補助金の交付目的に沿った内容になっているかどうかの確認や支援することの妥当性を検証するためには一定のルールに則った評価手続を行うことが必要であると考えております。中でも、団体運営補助金の場合は、結果として、その団体の活動内容についても一定の評価を行わざるを得ませんので、評価に当たりましては、活動実態の把握など、適正な評価がなされるよう努めてまいります。
--	------------------	---

* 意見の検討結果については事業評価担当が原案を作成し、平成 16 年 2 月 3 日に企画財政部長の決定を受けた。

(6)「石狩市地域誌資料センターの利用条件を定める条例、規則等の検討」についてのパブリックコメント手続の状況

担 当 生涯学習部文化財・博物館開設準備室文化財担当

実施期間 平成 15 年 11 月 25 日から平成 15 年 12 月 24 日まで

意見提出状況 意見提出者 5 人、意見等の件数 13 件

意見検討経過 文化財・博物館開設準備室が作成した原案をもとに、関係課等との協議を経て、1 月 16 日付で教育長による決定を受けた。

意見検討結果とその理由 下表のとおり。

1.市の原案に対する意見

原 案	意 見	検討結果・理由	関係課協議経過
事業 (1)資料の収集、保管、展示 (2)調査研究 (3)利用に関する説明・助言 (4)他の博物館との協力 (5)その他施設の目的にかなう事業	児童や一般向けの体験学習会の実施を希望。	(措置の方針) センターでは、学芸員を配置し、体験学習を織り込んだ事業を展開してゆきます。	文化財担当
入館料 有料にします。	番屋の湯との共通チケットがあればよい。	(今後の検討課題) 石狩振興公社及び関係機関と実現性について協議をします。	石狩市、文化財担当
	受益者負担の見地からぜひ実行すべき。	(採用) 入館料については有料とする方向で進めています。市の使用料・手数料審議会の答申を得て決定します。	文化財担当
開館時間・休館日 (1)開館時間 9時～午後5時 (2)休館日 ア 月曜日 イ 月曜が祝日だった場合はその翌日 ウ 石狩市の休日に関する条例第1条第3号に定める日(12月31日から翌年の1月5日まで) エ 教育長が必要と認めるとき。	開館時間は、9時ではなく9時30分か10時でもいいと思います。	(今後の検討課題) 開館時間については、管理上の問題、利便性などを考慮して検討してゆきます。	文化財担当
	番屋の湯、海浜植物保護センターは、火曜が定休日となっており、合わせるべき。	(採用) 休館日は周辺の施設と同じほうが利用しやすいという声が多く、周辺施設との統一による利便性を考慮して採用しました。	文化財担当
	休日を合わせるより、ずらしたほうが来る人が増えるかもしれない。	(採用せず) 休館日は周辺の施設と同じほうが利用しやすいという声が多く寄せられ、検討した結果採用しませんでした。	文化財担当
入館者の遵守事項 館内の秩序を乱すおそれ、建物等の施設を毀損するおそれのある場合など	写真撮影禁止などの項目が必要なら入れるべきでは。	(今後の検討課題) 写真撮影の制限については、展示内容と関係もあり検討しています。	文化財担当

管理運営上支障をきたすと考えられる場合、入館を拒否、または退館させることができる。			
---	--	--	--

2.その他の意見

原 案	意 見	検討結果・理由	関係課協議経過
その他関連事項 (1)位置 (2)規模 (3)施設の概要 (4)展示の基本方針 (5)展示テーマ	2階に学習用のテーブルが必要ではないか。	(今後の検討課題)展示との兼ね合いもあり、検討しています。	文化財担当
	展示に歴史年表が欲しい。	(今後の検討課題)石狩の歴史を網羅する年表については、展示全体の構成のなかで検討してゆきます。	文化財担当
	遺跡の展示も各地の鮭漁法の比較や気象、地形などを地球温暖化などに関連づけるなど地理的、時代的に広がりをもたせる工夫が望まれる。	(措置の方針)現在製作中の展示については、ご指摘のように展示に広がりを持たせるよう作業を進めてまいります。	文化財担当
	市民参加による展示は良い。自分も参加したい。	(採用)施設がより身近になるよう原案どおりとしました。	文化財担当

3.質問

質 問	回 答	関係課協議経過
(仮称)地域誌資料センターと開設準備中の「博物館」との係わりは？	(回答)本市の博物館施設の開設は、なお相当の時間を要することから、その間、本施設を拠点として本町地区の他施設との連携により博物館機能を充実していきます。	文化財担当
今回の資料センターは、資料の収蔵スペースがあまりない様ですが、この点の解決策はあるのでしょうか？	(回答)市所有の施設に分散して収蔵・保管しておりますが、収蔵庫の併設も検討してゆきます。	文化財担当

資料6 平成15年度市民参加手続に関する議会質問・答弁の状況

定例会 年・月	質問議員	質 問 (抜 粋)	答 弁 (抜 粋)
H15・6	中田 守 議員	<p>市民参加手続について</p> <p>昨年4月、全国に先駆けて市民の声を活かす条例が施行され、多くの注目が寄せられました。改めて申し上げるまでもなく、この条例の根底にあるものは、市がさまざまな機会を通じて可能な限り多くの市民の意見を引き出し生かしていくことによって、市民との連帯感が育つ協働のまちづくりがさらに推進されることとなりますが、そのためには、市のさまざまな情報について、あらゆる手段を講じ、よりわかりやすい形で広く市民の皆さんに周知することが重要になります。言いかえますと、市民のすべての方がまちづくりに何らかの形で参加できるような実感をいただくことが大切であり、特定の人だけがこの条例を活用することになってはならないと思っております。</p> <p>平成14年度における市民参加手続の実施状況を見ますと、45のテーマについて58の手続があり、49の審議会で延べ187回の会議が開催されております。このうち公開されたものは37審議会で、会議が102回開催されております。傍聴者の総数は延べ81人、1回当たり約0.8人です。審議会の委員は固定されておりますが、多くの市民の皆さんが自由に参加できるのはパブリックコメント手続であります。</p> <p>平成14年度に、九つのテーマに対して23人の方から69の意見の提出がありました。3テーマについては意見の提出がありませんでした。このほかにワークショップ、意見交換会、意見を聞く会など、約710人余りの参加をしております。スタートしてしてから1年余りが経過しましたが、どのように評価をされておりますか。</p> <p>また、より多くの市民の皆さんに参加を促す手法等についてのお考えもあわせて伺いをいたします。市民の声を活かす条例とのかかわりについてです。</p>	<p>(市長)</p> <p>次に、市民参加の手続についてでございますが、昨年度は延べ1,300人の市民が各種の市民参加手続に参加されているほか、パークゴルフ場の料金などに見られるように、極めて論理的かつ具体的な提案が出されるなど、私といたしましては、条例施行初年度においては相応のスタートが切れたものと理解をいたしております。</p> <p>しかしながら、御指摘のとおり、広範な市民の声を活かす機会でありましてパブリックコメント手続への意見提出、あるいは審議会等への傍聴の現状は、残念ながらその絶対数として決して満足できるレベルには達しておりません。</p> <p>一方、パブリックコメント手続に意見を提出される方のアンケート調査を行った結果では、全員が今後も意見提出に前向きな意向を示しております。</p> <p>これらのことから、例えばこうした方々や、そのテーマに関連した活動をする団体等にダイレクトメールで御案内をするほか、関連する施設等で拡大掲示をして利用者への周知を図るなど、一層市民への働きを強めて意見提出などを促してまいりたいと存じます。</p>
H15.9	長原徳治 議員	<p>仮称石狩市地域史資料センターについて</p> <p>また最後に、政策決定過程の問題で、市民参加がなぜされなかったのだろうかということですが。こういった施設こそ、本来、市民郷土史研究会など、地域の歴史を愛する方々も市内には多数おられるわけですから、御承知のとおり。したがって、それらの方々のお力、協力も得て、やはり市民参加の中で施設の概要、位置なども含めて決定が本来されるべきでないだろうか、そういったことがされてきた形跡を私は余り見受けていないのですけれども、なぜそういう大々的な市民参加を求める努力がされ</p>	<p>(生涯学習部長)</p> <p>次に、市民参加の手続についてでございますが、本町地区再開発事業に伴って閉鎖をいたします郷土資料室の代替として、この施設機能を充実させ、開設するものでありまして、また、今回の事案につきましては、施設を先押し、開設するというようなことから、設計そのものを行う重要度が極めて低く、条例の趣旨には当たらないものというふうを考えているところでございますが、文化財保護審議会の専門的な立場で御意見をちょうだいしたところであります。</p>

定例会 年・月	質問議員	質 問 (抜 粋)	答 弁 (抜 粋)
		<p>てこなかったのだろうかという点が非常に疑問であります。</p> <p>花畔のアートウォームのような努力がされるならば、これ大変そういう意味では市民の活力が発揮されることは実証済みですから、こういった施設こそ、その前例にならってそういう手続が行われることが本来妥当だったと私は感じるのですけれども、なぜそういうことがされてこないのか、お示しをいただきたいと思います。</p> <p>以上、全体として当資料センターを設置するに当たっての政策決定過程に大変私は疑問を感じますし、市民参加という点でも、また、手続の透明性という点でも大きな疑問を感じるわけですが、どのように市民に説明をなさいますか、お答えをいただきたいと思います。計画策定への住民参加についてです。</p> <p>(再質問)</p> <p>先ほどの御答弁の中で、どこからも市民参加の手続がどうしてされなかったのかということについてはお答えはないのです。なぜお答えにならないのですか。答弁したのですか、したという認識なのですか、私は聞いたという認識は持てませんね、さっきの答弁では、全然。アートウォームを例のようになぜできないのですか、こういう施設こそやるべきじゃないですか、本当に。もしどうしてもここでやりたいというならですよ。そういう手続ほとんどとられてこない。それから、所管部局の中でも十分な説明もいただいております。そういう点での政策決定過程に、やはり問題点を感じるのですが、いかがでしょうか。</p> <p>7月14日ですよ、先ほどの御答弁によると、申し入れされているのが、賃貸要望。今9月ですから、わずか2カ月間でこういう市民の皆さんが非常に感心の高い資料センターをどうするかという政策が決定されていると、短過ぎますよね、もっといろんな各方面の意見を聞いて、十分な検討が必要だったのではないですか、少し拙速に過ぎているというふうに私は指摘せざるを得ないのですが、いかがでありましょか、責任ある御答弁をいただきたいと思います。</p> <p>(再々質問)</p> <p>さらに申し上げたいのは、今市民参加の手続についての説明もありましたけれども、これまたおかしな答弁で、そんな御答弁なさるのでしたら、今後何かの機会にこういう施設をつくるときに、逆に市民参加の手続をしたらおかしくなりますよ、そうでしょう。似たようなケースが今後発生した場合に、そういうことになりますよ、これ議事録に残りますと。おかしいじゃない</p>	<p>(企画財政部長)</p> <p>私からは、地域史資料センター開設にかかわります市民参加手続についてお答えをしたいと思います。市民の声を活かす条例第5条において、公の施設について利用方法について定める場合及び設計の概要を決定する場合は、緊急やむを得ない理由があるときを除き、あらかじめ市民参加手続を行わなければならないとしております。</p> <p>本施設の場合は、先ほど教育委員会からもお答え申し上げましたとおり、今後、予定しております管理運営面などの利用方法を定めることにつきましては、市民参加手続の対象とはなりますが、設計の概要の決定につきましては、今回の事例が既存の民間施設を借用することから、設計上も極めて自由度の低いものでありますので、市民参加の手続要件には該当しないという判断をしておりますが、教育委員会におきましては、文化財保護審議会等で専門的な立場の御意見を伺っていると聞いております。</p> <p>(教育長)</p> <p>私の方から答弁をいたしますが、御指摘のいろいろな問題点につきましては、精査されているという判断のもとに御提案申し上げたわけでありまして、今後、博物館、資料センターの展示内容等については、コンベ方式により具体的に詰めることとしておりますけれども、これらの内容がまとまった段階で管理運営面などを含め、市民参加手続をとってまいりたいというふうに考えております。</p> <p>(市長)</p> <p>また、市民参加に関する問題について、そのものをつくるかつくらないかという賛否そのものの問いかけは市民参加の形として、あるいは議会制民主主義の形として、本当に私どもの条例はそのことまでは言っておりません。むしろ、そのことの必</p>

定例会 年・月	質問議員	質 問 (抜 粋)	答 弁 (抜 粋)
		<p>ですか、そんなことにはならないのですよ、ただ、いろいろな事情で時間的とか、そういうことが行いう時間がなかったというような御説明でしたらまだわかりますよ、必要ないのだと。それじゃ全くおかしな話なので、では、今までやってきた手続の中でこれと似たケースで市民参加の手続を施設をつくる段階からやってきたことないのかと、ありますよ、そうですね、それを借り物だから仕方ないみたいな御答弁ですけども、それは詭弁としか聞こえないので、私は答弁として納得できませんし、今からでも遅くありません。</p>	<p>要性や運営の方法等についてさまざまな形で議論をいただくということでありますので、当然これから運営に当たって、あるいは展示の内容に当たってそういったものについて市民の皆さんにパブリックコメントを求めていくというのは当然のことだというふうに考えておりますので、仮に本議会において議決をいただきましたら、速やかにその手続に入ってまいりたいという、入らなければならないというふうに考えております。</p>
H15.9	青山祐幸 議員	<p>住民投票について 合併するしないの判断は、住民の意向を踏まえ市村長が判断した後、最終的には議会の判断にゆだねられるものと、協議会ニュースに書かれていました。形式的な民主主義や住民参加ではなく、実質的に住民の判断を仰ごうというなら、住民投票しかないと思います。 奈井江町では、18歳以上の町民投票で合併の是非を問うことにし、小学校5年生から18歳未満までは子供投票をし参考にすると新聞報道されていました。住民投票は、参加型の自治体を築くための民主主義の原点という北町長の言葉は、とても説得力があります。合併協定をつくり調印する前に、住民投票を行うべきと思いますが、その考えはないかお聞きします。</p>	<p>(市 長) 住民投票についてであります。私がこの合併問題をまず住民投票ありきでないと考えたのは、物事には順序があるからと思うからです。言うまでもなく、現在の地方自治制度は、間接民主制で成り立っています。まずは、この仕組みを健全に有効に機能させるために最善の努力を払う、それで決め切れないうちに、住民の投票という直接的な手段を検討するというのが順序だと思います。 現状では、パブリックコメントに意見を提出する市民は少ないかもしれませんが、その気になれば、だれでも自由にあらゆる側面から、合併の是非に関する意見を述べるができるという特色を持っています。そのほかにもアンケートや対話集会など、さまざまな性格を持つ市民参加手法を組み合わせて市民の多様な意見を聞き、それらを踏まえて、まずは間接民主制のもとの市民代表である我々が真剣に悩む、そうしたプロセスを踏むことが絶対に必要であるとともに、市民の声を活かす条例の精神にも合致するものだと考えます。 住民投票でなければ民意が反映できないという前に、我々がいかに市民に正確な情報を提供し、市民の考え方をきめ細かく把握し、それらを生かすために努力するかという議論を尽くすべきだと考えております。当然、その努力を行っていかなくてはならない、その過程を経て、なお二者択一で、市民に問いかける必要があるかどうかという判断をする段階が必ず来るといふふうに考えておりますので、その段階での結論を現時点で私は予見を持った考え方を持たずに、ただいま申し上げましたような段階を経た上で結論を出すことになると思います。</p>

定例会 年・月	質問議員	質 問 (抜 粋)	答 弁 (抜 粋)
H15.9	小林瓊子 議員	<p>南線幼稚園廃園の取り進め方について</p> <p>教育長は、南線幼稚園の今後のあり方については、教育プランの中で具体的に方向づけをしていくと議会で答弁し、昨年3月に策定した教育プランでは、公立幼稚園の役割を検討し、設置の見直しを進めるとありました。この検討や見直しに関し、地域住民や保護者の方々と話し合いや協議はしたのでしょうか。廃止の方針の説明会が、この7月から3回あったと聞いています。何とか御理解をというマニュアルどおりの説明では、到底納得いかないのは当たり前ではないでしょうか。</p> <p>ことし入園するときに、廃園の話はひとかけらもなかったと言います。廃園方針の一方的な説明会より、もっと十分時間をかけ、住民参加で話し合い、議論すべきだったのではないのでしょうか、日ごろ住民参加を口にする行政としては、いかがなものかと思えます。今からでも遅くはないはず、住民とともに考え、最善の方法を探よう求めます。御所見をお聞かせください。</p> <p>(再質問)</p> <p>もう1点は市長にお伺いしたいのですけれども、南線幼稚園のことで、その進め方、検討委員会の答申があつてからも相当年数がたっています。検討委員会で答申もらったから、住民参加が終わったなんていうことには私はならないと思うのですね。住民参加を本当に実質的にやっつけていこうとするなら、こんな大事な公立幼稚園をなくすか存続させるかという問題を、地域の皆さんや、あるいは実際に通わせている父母の皆さんとひざ突き合わせて、なぜじっくりと協議しないのですか、話し合いしないのですか。ただ方針を廃止に決めました、そういう方針ですという説明会だけをするのですか、私はこれは本当の住民参加になっていない、本当に形式的な、住民参加を言うならおかしいと思えます。私は、そのところで市長に、廃園の進め方について伺いたいと思えます。</p> <p>まだ私は遅くないと思えますので、やはり市民の合意ということがすごく大事だと思うのですね、いろいろ話し合つて、結果、どうしてもやっぱり廃園しかないとかというふうに納得したのならいいですけども、全然納得もしてないし、説得もできない、そういう中でただ方針だけぶつけている、そういうやり方について、住民参加を口にするということはいかがなものかと私は思いますので、ぜひとも早急することなく、一方的にすることなく、地域の皆さんあるいは父母の皆さんとじっくり話し合っていたきたい、それを求めたいと思えますがいかがでしょうか。</p>	<p>(教育長)</p> <p>廃園の経過についてであります、南線幼稚園の廃園については、平成9年の幼稚園教育検討委員会において専門的な立場で検討され、市民サービスの公平性という面から、公立幼稚園のあり方について抜本的に見直すべきであるとの答申を受け、教育委員会といたしましては、平成13年度の石狩市教育プランの作成時において市民参加による検討のほか、内部において多角的に廃止等の時期について検討を進めてきたところであります。</p> <p>このようなときに、南線小学校の教育環境の早期の改善が必要であることなどから、平成16年度末をもって廃止するよう、平成15年第2回市議会定例会において表明したところであります。その後、市民説明会や保護者説明会を行うほか、存続について考える父母の会などとの話し合いを行い、経過や状況について説明し、理解を求めてきたところであります。</p> <p>(市長)</p> <p>南線幼稚園の取り進め方につきましては、基本的に教育行政にかかわることであり、基本的には教育行政にかかわることであるので、教育委員会において検討されるべきであるというふうな考え、その考え方を尊重すべき立場にあると思っております。しかし、市としても子供を育てる環境、また、市民参加の観点から、その一端といいますか、所見をあえて申し上げますならば、南線幼稚園廃園の方針を決定するに当たっては、教育委員会において専門的な検討がされる幼稚園教育検討委員会からの答申をもとに、内部において十分な検討がされたということを承知しております。</p> <p>特に、平成13年度には意識調査、懇談会、市民説明会など、多くの市民の意向を聞く中で作成されました教育プランに、公立幼稚園の設置見直しを明記しており、この段階において既に条例がない段階ではありましたが、意識調査、懇談会、市民説明会などのプロセスを経ながら、教育プランというのにはでき上がったというふうに理解をしております。</p> <p>教育プランに幼稚園の設置見直しを明記して以来、14年度の教育行政執行方針において、存廃の検討を行いますということを年度当初において方針を述べ、そして、本年度におきましては廃園の方針を打ち出しております。このようなプロセスのもとに、本年、教育委員会としての方針を保護者及び市民に説明する機会が設けられたと認識しております。また、その方針については、これまでの南線幼稚園の実績や直接かかわり合いのある園児、保護者の</p>

定例会 年・月	質問議員	質 問 (抜 粋)	答 弁 (抜 粋)
			<p>皆さんへの影響はあるものの、教育環境を総合的に検討した結果だというふうに私は受けとめております。</p> <p>なお、市民参加を標榜する石狩市において、この問題について扱いが軽率でなかったかと、あるいは手を抜いていたのではないかと、もっと手厚くやるべきでなかったかという趣旨の御発言に対しましては、私はこの問題がすべての住民合意を前提とするということは、事実上不可能な事案だというふうに思っておりますので、さまざまな利害関係の方々の意見が相違することは当然であります。これはエンドレスの議論だと思っておりますが、諸手続において一定の理解をする努力、そしてこれまでの長年にわたるプロセスを考えると、一定程度評価のできる経緯を持った扱いであるというふうに理解をいたしております。</p>
H15.12	長原徳治 議員	<p>公共施設有料化について</p> <p>一つ目は、(仮称)地域誌資料センターについてですが、いままでどおりの郷土資料室は無料開放でしたが、新設の資料センターは有料化を検討しているとの報告が所管常任委員会にございました。資料センターは、教育的施設、生涯学習施設ですから、生涯学習推進の視点からすれば、教育行政執行方針に逆行することになるのではないかと、懸念をするものであります。</p> <p>当該施設は、バリアフリー化されていないなどの問題もありますし、また、展示品も防火上、紅葉山49号遺跡の出土品の一部はレプリカにせざるを得ないなど、有料化すべき施設なのか大変に疑問です。</p> <p>利用人数、料金はどの程度と見込まれているのでしょうか。場合によっては、有料化にかかわる経費が入場料金を上回るケースも考えられ、有料化の方針は再検討すべきではないかと思いますが、教育長の見解をお示しください。</p>	<p>(教育長)</p> <p>私からは、(仮称)石狩市地域誌資料センターについてお答えをいたします。</p> <p>当センターは、本町地区のビジターセンターや海浜植物保護センターなどと連携するとともに、海・川・河口をテーマに、石狩川河口周辺の自然、歴史、文化にかかわる資料、また、全国的に関心が高く、早期の公開を強く要請されている石狩紅葉山49号遺跡の資料を展示することとしており、また、市民ボランティアによる展示の作成コーナーのほか、講座の開催など、多くの市民に参加をしていただく学習の場として、さらには地域の自然や歴史にかかわる情報の提供など、これまでの観賞が中心であった郷土資料室とは全く異なる質・機能を有する施設となるよう、準備を進めているところであります。</p> <p>現在、平成16年4月の開設を目指し、利用条件等について、市民の声を活かす条例に基づくパブリックコメントにより、広く市民の意見を求めているところでありますが、この施設の有料化につきましては、社会教育施設として利用者に一定の負担をいただくことは、受益者負担の点からも他の施設と同様であるというふうに考えております。</p> <p>額につきましては、今後、市使用料・手数料等審議会の答申等も参考するとともに、児童・生徒の利用に十分配慮するなど、市民が利用しやすいものにしてまいりたいと考えております。</p> <p>また、利用人数等につきましては、現在、年間5,000人程度を見込んでいるところであります。</p> <p>また、有料化と逆さやの関わりでありますけれども、有料化に伴うコストは最小限</p>

定例会 年・月	質問議員	質 問 (抜 粋)	答 弁 (抜 粋)
			にし、基本的に通常の管理運営体制の中で徴収を基本としており、逆ざやは生じないというふうに考えております。

資料7 平成15年度市民の声を聴く課に寄せられた「提言」

担当課	内容	回答	伝達方法	現在
国民健康保険課	【国民健康保険証のカバーについて】 ・国民健康保険証の更新の際、カバーももらうがこれは無駄ではないか。 ・希望者のみか数年に一回の配付にできないか。	経費の節減・ごみ減量の効果があると考える。 カバーの配付は当面隔年に改める。	文書	
商工労働観光課	【石狩鍋の呼び名について】 ・市外からの観光客が訪れるさけまつりなどのイベントで提供される「さけ鍋」の名称を「石狩鍋」にできないか。 ・このままでは、市の観光資源ともいえる「石狩鍋」を自ら葬ることになる。	・まつりで提供している「さけ鍋」はサービス重視であり、石狩の老舗での伝統「石狩鍋」とは味が異なってしまう。 ・まつりで提供される味を「石狩鍋」と誤解されるのを防ぐためにあえて「さけ鍋」としているものである。	メール	
プロジェクト推進担当	【LRT建設について】 ・LRTならばモノレールの1割以下のコストで、同等の人員を輸送できる。	・LRTを含めた軌道系交通機関の導入は非常に難しい現状にある。 ・市としては、他の交通システムの検討やバスシステムへの変更なども含めて、今後も取り組んでいく。	メール	
市民の声を聴く課	【広報いしかりの配付について】 ・広報の配付方法が町内会経由ではなく個別配付になると聞いた。 ・市の財政が逼迫しているのであれば町内会が無料で配付したほうが経費がかからないのではないか。	・意見として聞く。		16年度から委託により全戸配布をしている
事業評価・市民参加担当 NPO・男女共同参画担当 地域教育推進室	【ボランティアスタッフ・講師等の統一化】 ・ボランティアスタッフや講師等の人材を一括して登録、管理する窓口を作ったらどうだろうか。 ・人材が集まるのを待つのではなく、積極的に集めて登録してもらうことが必要だ。	・市が取り組んでいる状況を踏まえ、市民が積極的に取り組みを行うことができるよう検討したい。	文書	
税務課	【市道民税・国保税の申告時について】 ・市役所ロビーで開催している申告受付を申告書を書ける人と書けない人とで受付窓口を変えるべきだ。 ・申告書の控を取らせるべきだ。	・内容を全て記載済の申告書は、別窓口に箱を設置し、その中に提出できるようにした。 ・確定申告書のように複写式になっていないので、希望者にはその都度コピーを渡している。 ・これからも広報等で申告書の記載方法等を周知し、申告時の時間短縮に努める。	文書	

資料 8 市民意見の積極把握をした事例（平成 15 年度）

所管部課	テーマ	手法	時期	対象者範囲	回答者数	
総務部	ISO・防災担当	災害発生時に備えての取り組みについて	アンケート	15年11月～12月末	自主防災組織のうち40組織	1,589人
企画 財政部	企画調整課	石狩市行政セミナー	説明会	15年8月30日	市民全般	200人
		市町村合併問題学習会	説明会	15年10月17日	参加者	33人
		新市将来構想案説明会	説明会	16年1月10日	市民全般	70人
		市町村合併説明会	説明会	16年1月18日	石狩中央町内会会員	46人
		市町村合併説明会	説明会	16年2月19日	花川南第2地区福祉の会会員	31人
		市町村合併説明会	説明会	16年3月11日	石狩市高齢者クラブ連合会会員	111人
		市町村合併説明会	説明会	16年3月15日	花川北連合町内会理事会出席者	31人
		市町村合併説明会	説明会	16年3月17日	花川南睦町内会役員	33人
		市町村合併説明会	説明会	16年3月28日	花川北2条2丁目町内会会員	60人
	市民の声を聴く課	まちづくり及び市民生活向上に関する市政全般について(市長室開放)	市長との面談	毎月1回	市民一般	68人
事業評価・市民参加担当	市民と市との「協働」について(「協働」を考える職員と市民参加によるワークショップ)	アンケート	16年2月13・18・19日	参加者	27人	
NPO・男女共同参画担当	男女共同参画社会観等について(男女共同参画フェスタ)	アンケート	15年6月22日	参加者	21人	
	男女共同参画社会観等について(男女共同参画セミナー)	アンケート	16年2月14・28日	参加者	32人	
	男女平等に関する市民意識調査	アンケート	15年5月16～30日	市内在住の20～69歳の男女	398人	
石狩市・厚田村・浜益村合併協議会事務局	合併協議及び新市建設計画策定に向けた意識調査	アンケート	16年3月1日～3月21日	一般市民	548人	
保健福祉部	福祉総務課	地域福祉に関わる基礎調査	アンケート 訪問聴取	16年1月中旬～1月下旬 16年2月中旬～3月中旬	16歳～75歳までの市民1,000人 福祉活動団体	393人 8人
		石狩市次世代育成支援に関するニーズ調査	アンケート	15年12月中旬～16年1月上旬	就学前児童(保護者回答)1,000人 小学校児童(保護者回答)615人 中学校生徒(本人・保護者回答)160人	442人 445人 56人
	障がい者の生活実態に関する基礎調査	アンケート 訪問聴取	16年1月下旬～2月下旬 16年2月中旬	a身体障がい者700人 b知的障がい者85人 c精神障がい者65人 福祉活動団体	a392人 b 43人 c 43人 1人	
	児童家庭課	園児の食生活に関する実態調査	アンケート	15年9月	公立保育園5園・法人立保育園4園に通園している世帯	310世帯
福祉生活課	高齢者等入浴利用券及びバスカードの利用状況等に関するアンケート	アンケート	15年4月	入浴券・バスカードの交付対象者である高齢者及び障害者	3,619人	

保健 福祉 部	福祉生活課	配食サービスの食事内容等に関するアンケート	アンケート	15年10月	配食サービス利用者	129人
		太極拳講座の受講に関するアンケート	アンケート	16年3月	太極拳講座受講者	81人
	健康づくり課	マタニティコース内容等について	アンケート	15年6・9・12月 16年3月	参加者	39人
		両親教室の内容等について	アンケート	15年5・10月 16年1月	参加者	34組
		フレッシュアップコースの内容等について	アンケート	15年7月	参加者	20人
		ヤングコースの内容等について	アンケート	15年7月	参加者	11人
		ゆったりコースの内容等について	アンケート	15年10月	参加者	18人
		水中ウォーキングの内容等について	アンケート	15年7月、16年3月	参加者	29人
		子育て広場の内容等について	アンケート	15年5・8・11月 16年2月	参加者	66人
		「健康いしかり21」講演会の内容等について	アンケート	15年10月	参加者	186人
		介護予防講演会の内容等について	アンケート	15年10月	参加者	295人
		お元気塾の内容等について	アンケート	15年10月	参加者	23人
		パワーリハビリテーションの効果等について	アンケート	15年9月 16年3月	参加者	16人
		リハビリ教室の内容等について	アンケート	15年4月	参加者	30人
		作業療法コースの内容等について	アンケート	15年4・5・8・9・ 10・11・12月、16 年1・3月	参加者	87人
		介護者支援事業の内容等について	アンケート	15年7・8・10月	参加者	24人
建設 部	建築課	市営住宅柏北団地移転建替え	説明会	15年7月24日	柏北団地住民	26人
	建築課	公営住宅ストック総合活用計画策定における市営住宅に関するアンケート	アンケート	15年8月1日～ 11日	一般市民694人 市営住宅入居者294人	一般市民 233人 市住入居 者135人
	都市計画課	花川北地区の土地利用制限の見直しに関するアンケート調査	アンケート	15年11月～12 月	花川北地区住民(無作 為抽出2,000人)	991人
教育 委員 会	社会教育課	市民大学公開講座の感想、今後希望する学習内容、テーマの把握等	アンケート	講座終了後	受講者	92人
		まちづくり出前講座 (テーマに応じて各課が説明)	説明会	随時	市民及び市内に通勤、 通学する者	76講座 3,705人
	公民館	公民館 公民館まつりの感想などについて	アンケート	16年3月6日・7 日	公民館まつり来場者	225人
		公民館 公民館講座(13講座)の感想、今後の講座の意見・要望の把握	アンケート	15年度中	講座終了後 受講者	499人
	文化財課	郷土資料室に対する感想・評価	アンケート	15年4月1日～ 10月31日	郷土資料室の来館者 (15年度)1,877人	138人

資料9 市民参加制度に関する市職員アンケートの結果

Q1：回答者の所属

所属部局名	回答者数	職員数	回答率
総務部	15	31	48.4%
企画財政部	24	31	77.4%
市民部	16	64	25.0%
生活環境部	8	31	25.8%
保健福祉部	16	62	25.8%
建設部	15	46	32.6%
経済部	14	22	63.6%
水道部	17	41	41.5%
会計室	7	15	46.7%
生涯学習部	14	38	36.8%
その他事務局	5	14	35.7%
計	151	395	38.2%

* 部局別職員数は、派遣職員等を除いた数

Q2：回答者の役職

	部長職	課長職	主査職	係員	計
回答者	9	39	42	61	151
全体	17	63	112	203	395
回答率	52.9%	61.9%	37.5%	30.0%	38.2%
前年度値	16.7%	28.6%	27.5%	13.8%	19.8%

* 役職別職員数は、派遣職員等を除いた数

Q3：15年度に市民参加手続きに関わったかどうか

関わった	関わっていない	計
73	78	151

(上の内訳)

審議会	42
パブリックコメント	33
ワークショップ	8
その他	14
計	97

Q 4：市民参加手続に関わってみて感じたプラス効果

(Q 3で「関わった」と回答した者；複数回答)

選 択 肢	回答数	割合	前年度 値
より良い政策決定ができた	8	6.2%	4.7%
十分な情報提供・情報共有ができた	27	20.8%	19.8%
職員自身の政策理解度が深まった	15	11.5%	8.1%
実施段階で市民の抵抗・反発の軽減	6	4.6%	9.3%
議会や市民等への説明が容易になる	20	15.4%	18.6%
市民の考えを知ることができた	15	11.5%	10.5%
業務を計画的に進められた	15	11.5%	1.2%
業務のやりがい・達成感を味わえた	2	1.5%	0.0%
決定に対するお墨付きが得られた	7	5.4%	14.0%
その他	9	6.9%	8.1%
プラス効果は特になし	6	4.6%	5.8%
計	130	100.0%	100.0%

網掛けは、前年度調査と比較して特徴的な変化が見られた項目

(その他の内容)

検討していることについて市民へのアピール効果があった
にも該当するが、重要ポイントを市民に理解させるための技術や話し方が身についた(プレゼンテーション能力の向上)
事業内容にもよるのでしょうか、市民の関心の無さに驚いた。パブコメの発信方法に原因が？
市民意識の醸成には未だかなりの時間を必要とするだろうことがわかったと同時に「市民の声を活かす条例」を読み直すきっかけになった。
市民のが持っている力をいかに引き出したり、まとめたりできるかというのが重要であると感じた。
初めての経験で戸惑いがあったが、担当の協力により「市民の声を活かす条例」の主旨や市民参加手続の実施の流れなどについて認識できた
16年度においても継続審議中により効果は現段階では不明
自分の知識が増えたこと
初めての活用で「市民の声を活かす条例」の主旨や市民参加手続の実施の流れなどについて認識できた
従前から、地域の市民要望を調整しながら進めている事業なので、新しいことはないと思う。

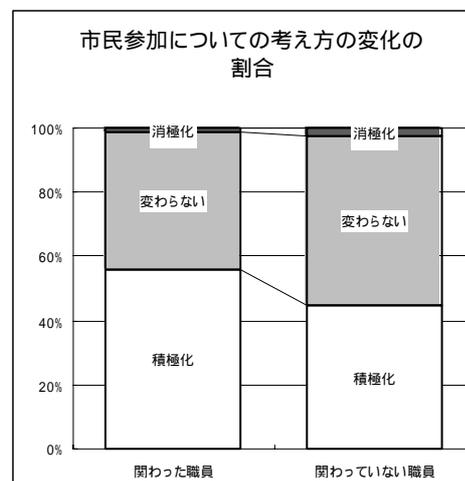
Q 5：市民参加手続のプラス効果とコストとの比較について

(Q 3で「関わった」と回答した者)

選 択 肢	回答数	割合	前年度 値
効果はコストを上回る	14	19.2%	28.6%
効果はコストとほぼ同じ	17	23.3%	11.9%
効果はコストを下回る	13	17.8%	33.3%
分からない	29	39.7%	26.2%
計	73	100.0%	100.0%

Q 6：行政活動の意思決定過程への市民参加についての考えの変化

		姿勢・考え方の変化			
		積極化	変わらず	消極化	合計
以前の 姿勢・考 え方	積極的に取り組もう としていた	8 5.3%	22 14.6%	1 0.7%	31 20.5%
	他の部局・他自治 体なみ	14 9.3%	17 11.3%	1 0.7%	32 21.2%
	あまり積極的ではな かった	43 28.5%	27 17.9%	1 0.7%	71 47.0%
	必要性を感じなかつ た	5 3.3%	0 0.0%	0 0.0%	5 3.3%
	ほとんど考えたこと がなかった	6 4.0%	6 4.0%	0 0.0%	12 7.9%
	合計	76 50.3%	72 47.7%	3 2.0%	151 100.0%
前年度値		41 51.3%	35 43.8%	4 5.0%	80 100.0%



Q 7：現行の市民参加制度について感じること

本制度の必要性は理解しているが、その運用面で可能な範囲は極力省力化の対応を望む。
市民参加で協議され、新たに財源が必要となる事業を決めた場合に、限られた財源なので、反対に、どの政策事業等を削るべきかも、市民参加で協議しなければ、ならないと思う。
市民参加制度の必要性(有効性)を市民、行政が再認識する必要があると思う。運用面の研修ではなく、意識面の研修を行って欲しい(市民用、職員用)。
制度や手続きを視覚的に表現したフロー図等を作成し、さらに理解を深めれば、市民、職員にもっと積極的に取り組んでもらえると思う。併せて、石狩市の目玉の施策であることを自覚させるため、今一度、条例の制定趣旨を知らしめる努力が必要ではないか。
事案によっては、参加型にしないものもあってよいのではないか。
日常の業務において「市民の目」を意識するようになった点は、明らかに自分の中で起こった変化である。反面、市民参加手続を行う場合にはかなりの時間を要する。
専門的知見を必要とするものについては、公募委員が在職する既存審議会や委員会においての議論をもって市民参加がなされたと解釈し、パブリックコメントまで併用しなくともよいと思われるケースがある。
市民参加条例の内容・手法を市民に今まで以上周知する必要がある。
パブリックコメントの1月間は長すぎるのではないか。二週間程度で十分と思われる。
今、何故、市民参加手続が必要・不可欠なのかと言う基本的認識も含め、技術的・実践的な研修機会を多く設けていくことが大切。
市民参加手続の実施・運用について、どんな場合にどの手続が相応しいのか判断できるチャートができないか。具体的事例が積み重ねられてきているが、例えば市職員としてのキャリアがなくても、課題の挙げかたによっては市民参加手続の方法を選択できることがわかるのでは。
1. 市民参加を催した段階で、「その事業ありき」になってしまい、検討段階で当該事業そのものが縮小もしくは撤廃すべきときでも「市民が関わっているから」等の理由で走ってしまう恐れがある。当然市民にとってはシステムそのものが担保のようにしてしまう。
2. 限られた財源の中で、何が何でも執行すべき事業と、市民として我慢できる事業とを模索する為、予算策定段階において、企画調整課あたりで、いくつかの新規事業を財源等(イニシャル・ランニング全て)とともに提示し、市民参加で審議できないか。特に建物は、万が一無駄な事業だった場合でも、建て始めてしまった段階で時すでに遅しであり、当然維持費も無駄になる。

<p>3. 同様に、既存の事業についても、事業評価の公表後ではなく、「評価」段階で、「市民の」評価を取り入れるべき事業もあるのではないだろうか。</p> <p>4. 中には、意見を受け付けたところでどうにもならない案件もあり、公表のみか意見集約すべきかの線引きがわかりにくい。</p> <p>5. 石狩市条例の条文(又は運用マニュアル)で、他法規との絡み、整合性を明示してほしい。</p>
<p>記入例と同じになってしまいますが、これまでの事例を基にした研修・勉強会を行なって頂きたいと思います。</p>
<p>石狩市における市民参加制度の効果や状況について各担当の方のプレゼンテーションを聞いてみたいです。</p>
<p>情報公開の手法について、HP・広報紙・あいボードを活用しているが、市民意見の提案のにぶさを感じる。具体的な方策は考え及ばないが、声なき声を吸い上げる時期なのかもしれない。</p>
<p>市民参加手続に関する広報記事の量は、毎月増え続けています。しかし、一方で広報紙のページ削減を進めようとしています。広報担当では、その両立を目指すために、苦慮しています。</p>
<p>公の施設設置の場合、設計概要、利用条件等の意見の聴取前に、施設設置の可否を問うことが必要であると思いますが、この設置の可否を問う制度になっていないのでは？</p>
<p>役職の上位の人、年齢の高い人ほど「自分には関係ない」という意識が強いのでは。(市民参加制度だけに限らないことだが。)そういう人たちの意識を変えることが急務かも。制度については不足でも過剰でもなく、当市で現在行っているやり方が一般的なのだろうと思う。</p>
<p>職員もさることながら、市民参加手続を理解している市民はいったいどのくらいいるのでしょうか。国保のようにパブリックコメントを実施しても意見がなかったテーマもありますので、一人でも多くの市民に理解してもらうことが必要であると思います。</p>
<p>全職員が市民参加制度の中身及び運用方法をよく周知できるよう、全職員を対象とした研修を必修のものとして行なうのがよいのではないかと思います。</p>
<p>市民参加に関する手続面(条例・規則)は、きちんと整備されていると思いますが、運用面でうまく機能していない印象を受けます。事業評価・市民参加担当には、所管から市民参加制度に対する質問があった時にだけ対応するという受身的な姿勢ではなく、こういう風にした方がいいのではなどと、各部署に対してアドバイスを働きかけていくような積極的な姿勢が必要なのではと思います(貴担当に対する私の見方が偏っていたとしたら、すみません)。それと、今回のアンケートのようにメールで回答を求める場合に、誰が回答したのかわかってしまうような、回収方法は、あまり適当ではないと思います。率直な意見を提出する場合に、様々な意味で誤解を受けないか考えてしまい、場合によっては、ちょっとひるんでしまうと思います。</p>
<p>条例・規則の解釈や市民参加手続の実施・運用について具体的な指針や運用方法を示してほしい。また、法令に基づく制度との整合性(関係)についてもわかり易くしてほしい。対象となる行政活動に係る本来事務に比して、手続に関する事務のウエイトが必要以上に多くなることのないよう運用を工夫してほしい。</p>
<p>参加する市民の絶対数が少なく、メンバーも固定されている傾向があるのではないかと、もう少し制度についてPRする必要があるように思います。</p>
<p>各所管で様式等が統一していないのでは、今後、継続していくのであれば、専門スタッフが必要と思われる。</p>
<p>市民参加手続きを要する事業について、杓子定規ではなく本当に市民参加手続きが必要かどうか(市民の意見・意志が反映されるか等)を検討することも課題ではないかと考えます。</p>
<p>いろいろなひとから市職員の対応を聞く職員意識の低いのは認めざる得ないとおも。自分も含め何か活動したいと思っている人にどのように情報を与えるかはデスクッションなどして意識の高揚を図る必要がある。</p>
<p>市民参加手続の重要性は認識しているが、職員の事務量との費用対効果を考えると足かせとなっていることも否めない事実である。特にパブコメの実施項目については、より明確かつ簡素化するべきである。</p>
<p>条例・規則の解釈や市民参加手続の実施・運用について、具体的な事例を基にした実践的な研修を行ってほしい。</p>
<p>他市の方から、市民参加について石狩市は進んでいるという話をよく聞きますが、私自身がまだ理解不足な点があり、説明出来なかった恥ずかしい経験があります。研修などの開催があるとももちろん嬉しいのですが、まずは自身でもう少し勉強しなければと思っています。</p>
<p>法律による手続が定められている場合において、それよりも時間がかかり、コストもふくれた。情報共有という面では効果を期待するも、スリム化を期待します。こちらが期待するものよりも、かえりがなく残念だった。</p>
<p>市民参加手続に関する指導をどうこなして良いか悩んでいるが、市民参加担当では悩みを受け止めてくれないという声を複数の所管から聞いたことがある。そうした悩みを積極的に聞き出し、親身に相談に乗ってあげてください。今のルールはあくまでも仮置きであり、ルールどおりにできない所管があるとすれば、ルールのほうを直さなければならぬのかもしれない。初心を忘れず、本当に頼りにされるような存在になってください。本当はこういう所管の生の声を聞くためのアンケートだと思うのですが、回答者個人が分かると実際に悩んでいる担当者は自己規制することもあるかと思い、第三者の立場ではありますがあえて書かせていただきました。</p>
<p>今まで市民参加制度に関わっていないので、研修等があれば勉強したいと思います。</p>

市町村合併など、市民と一緒に考えて事業を進めていく事が今後増えていくと思うので、自分もこの制度について勉強して事業に活かせるようにしたい
今までは市民参加制度に接する機会が少なく、自分の所管の業務をこなす事しかできませんでした。今回のアンケートに空欄が多く、回答できなかったことを反省し、今後は積極的に学習していきたいと思います。
緊急性や迅速性が求められる場合など市民参加手続きの弾力的実施や運用も必要と考える。
市職員として働くにあたって市民の声を聞きいれて、活動するのは当然のことだと思う。しかし実際どのように取り入れたらより良い活動になるのか、具体的に考えた事がなく、今後考えていきたいと思う。
市民に対しての意識付けがまだ不十分なきがします。計画委員会等の一般公募には同じような方の参加が多いような気がします。緊急の政策決定の際時間(期間)的な制約となる？
市民参加が充実し、事業評価が適切に行われ、予算作成へとリンクしていくのが、望ましいあり方だと感じている。
市民参加制度が住民に浸透しているかどうかはわかりませんが、昨年度に私が実際に関わったテーマに関しては、パブリックコメントへの意見が無く、労力に対する効果あまりにも低かった。日常生活に密接に関わるテーマ、緊急性のあるテーマなら、そこその反応があるとは思いますが、ただでさえ環境課のテーマは、一般市民が興味を持ちにくい分野ですので、全庁的なことですが、市民が行政に興味を持つような「魅力ある行政運営」をすることが一番大切だと考えています。最後に、市民参加に対する職員の意識の低さも目立ちます。マニュアルはあくまでも最低限のことですので、それに縛られず自分なりに市民参加を考えていただきたいです。
本当に市民が参加しやすい市民参加の方法が取られているのか、意見提出数から考えても疑問が残る。市役所内部に市民参加は審議会にかけるか、パブリックコメントをやるかどちらかで良いというような風潮があるのでは？
手続きが良くわからない。その手間が大変。市民生活に大きく影響すると思われるものだけに限るべき。
制度としてはこの程度でよいと思う。
先進的な当該制度を、市民はもちろんのこと、ひろく一般に認知していただきたいと思います。そのために、今後も原課として積極的な当該制度の活用をしていきたいと考えます。
本条例の市民参加の手続きは、マニュアルとしてきちっと履行されるよう職員の理解と意識が必要である。職員が不慣れであったり、携わったことがない職員も多くいることから、手続きをきちっと履行するにあたって、例えば、実際に手続きを行ってみるような模擬研修等の工夫が必要で、特に主査・課長職対象に行う必要があると感じます。また、ホームページビルダーが各課配布PCにきちっとインストールされているのか、疑問が残るところで、当課は、昨年新たにインストールしてもらいました。この様な実態も十分確認する必要があると思います。
15年度は会計課と納税課に所属していたが、市民参加手続きにつながらない業務と思われるものだけに限るべき。
市民参加手続きがもっと増えて住民と市がもっと近い存在になるべきだと思います。自分自身以前よりは、関心が増していると思っていますが、記入例にあるように、実践的な研修を是非お願いいたします。
正直なところ、今まであまり関心がなかったのですが、少しでも関心を持つよう心がけたいと思います。
今現在の私の部署は、直接市民参加には関係しないようですが、今後関係してくると思いますので自分なりに理解を深めておきたいと思っています。
住民説明会等で積極的に参加してくれる市民が少ないため、そのときの意見を取り込んでも、「一部の人間の意見に従った。」と思われがちである。
市民の意識の成熟度が必ずしも高まっているとはいえない一面もあり、疑問を感じることも多い。
全体の流れがつかめず、まごつく事が多かったため、手続きの流れを細述した資料があればいいと思いました。
市の政策決定に市民参加は大変良い手法であり今後も積極的に進めるべきと思う。一方施策の実施に市民を参画させる方法を一部で取り組んでいるが全体としては少なく、非常に難しいが最終目標はそれであり、それが街づくりであると思う。
現行制度については、不足も過剰もないと考えられるが、今回は手続の期限に間に合わせるため、市の原案作成までの時間がなくタイトであったため、結果として課内での十分な意思形成を行えなかった。
条例の解釈や市民参加手続の運用について、事例を基に研修を行ってほしいです。
手続内容に限らず、この制度の趣旨を職員が十分理解しているとはいえない。この制度を確実に進めていくためには、とりわけ管理職の意識改革がキーポイント。今後、必須研修などを繰り返し実施し、職員の意識改革を着実に図っていく必要がある。
条例・規則の解釈や市民参加手続の実施・運用について、具体的な事例を基にした実践的な研修を行ってほしい。
普段、市民参加に感心が無い市民も何かの時には情報提供してくれるのではないかと期待が広がったと思います。

資料 10 検討を要すると思われる市民参加手続の事例

(1) 全般的事項

検討の視点 平成 15 年度は 49 の案件について 59 の市民参加手続が行われたが、より良いまちづくりのため行政活動に市民意見を反映するという市民参加制度の趣旨に照らして、必要な案件について十分な内容の市民参加手続が行われたか。

(2) 内部規程の制定・改正の際の市民参加手続について

事例の概要 使用料などの減免に関する細かな運用や行政指導の基準などは、条例や規則など市民などに直接作用する「法規」としての性格を持つものだけでなく、要綱など行政内部だけで作用する「内部規程」についても市民参加手続を行うこととしているが、15 年度は「市立幼稚園の入園及び退園等に関する取扱規程」と「ディスプレイ排水処理システム新設等要綱」の、2 本の内部規程の改正・制定に際して市民参加手続が行われていない。なお、14 年度においても、「土砂採取を目的とした農地の一時転用の指導基準」が市民参加手続を経ずに制定された事例があった。

内部規程	制定・改正の趣旨と内容	担当部局の認識
市立幼稚園の入園及び退園等に関する取扱規程	市立南線幼稚園が 16 年度末で廃園となるため、16 年度に入園する児童については、条例の委任規定を受けて入園料を半額にすることとした。	16 年度のみの時限措置であることと市民の利益になることから、市民参加手続は不要と考えていた。
ディスプレイ排水処理システム新設等要綱	ディスプレイ排水処理システムが建築基準法で排水設備と認められたことに伴い、公共下水道施設の適正管理を図る観点から、システムの設置に当たり、適切な維持管理を行う旨の誓約書の提出や、メーカーとの維持管理契約の締結を求めている。	市民参加手続が必要となる場合についての条例の規定内容を理解していなかった。

検討の視点 例えば、市民参加手続の実施状況としてどのように評価すべきか、このような内部規程にも市民参加手続が必要か、などの点からの検討が考えられる。

(3) 市民参加手続結果の公表について

事例の概要 市民参加手続に提出された意見等の検討を終えたときは、原則として、速やかに意見等の内容とその検討経過・検討結果・理由を、市役所窓口・あいボード・広報・ホームページで公表することとなっているが、平成 15 年度は広報・あいボードで公表していない事例が見られる。

平成 15 年度中に検討を終えた市民参加手続の結果公表状況

担当課	市民参加手続のテーマ	手続の内容	結果公表の状況		
			あいボード	広報	HP
総務課	平成 15 年度石狩市表彰被表彰者の決定	審議会等	×	×	
行政管理課	平成 15 年度の特別職報酬等の検討	審議会等	×	×	
情報管理課	市役所における個人情報の収集・取扱いの検討	審議会等		×	
事業評価・市民参加担当	平成 15 年度事業評価(試行)の作業中間報告について	パブリックコメント			
市民課	住民基本台帳カード交付手数料の設定	審議会等			
市民課	乳幼児医療費助成事業の見直し	審議会等		×	
市民課	重度心身障がい者及び母子家庭等医療費助成事業の見直し	審議会等		×	
市民課	公的個人認証サービスにおける個人情報取扱いの検討	審議会等			

国民健康保険課	国民健康保険税の改定	審議会等・PC	×		
市民生活課	(仮称)樽川南第一町内会館の設計検討	その他			
環境課	市民の環境行動計画の策定	審議会等・PC・他			
みどりの課	森林整備計画の計画期間の変更	その他・縦覧等			
福祉総務課	福祉のまちづくり条例の検討	審議会等・PC			
児童家庭課	平成 16 年度保育料等の改定・設定	審議会等			
介護保険課	要介護・要支援の認定	審議会等	×	×	
維持管理課	石狩川左岸棧橋使用料の改定	審議会等			
建築課	公営住宅ストック総合活用計画の策定	パブリックコメント			
都市計画課	都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画決定	審議会等			
都市計画課	市街化区域と市街化調整区域の区域区分に関する都市計画変更	審議会等			
都市計画課	市街化調整区域における建築形態制限の見直し	審議会等・他			
都市計画課	道路の車線の数を定める都市計画変更	審議会等・縦覧等			
農水産課	農業振興地域整備計画の改定	PC・縦覧等			
商工労働観光課	小規模企業活性化資金金融制度の損失補償の審査	審議会等	×	×	
管理課	南線小学校通学区域の変更検討	その他			
管理課	緑苑台小学校施設の地域開放のあり方の検討	その他	×		
学校教育課	平成 15 年度奨学生の選考	審議会等			
学校教育課	就学予定者、児童及び生徒の就学指導の検討	審議会等	×	×	
社会教育課	平成 15 年度石狩市教育委員会芸術文化・スポーツ表彰被表彰者の決定	審議会等	×	×	
文化財・博物館開設準備室	(仮称)地域誌資料センターの利用条件を定める条例・規則等の検討	審議会等・PC	×	×	
文化財・博物館開設準備室	(仮称)地域誌資料センター使用料の設定	審議会等	×	×	
スポーツ課	石狩勤労者総合スポーツ施設(サン・プレッジいしかり)の利用条件を定める条例・規則等の検討	パブリックコメント	×		
スポーツ課	石狩勤労者総合スポーツ施設(サン・プレッジいしかり)の使用料の設定	審議会等			
農業委員会事務局	平成 16 年度標準小作料の設定	審議会等	×	×	
合計		公表した案件数 / 公表すべき案件数	19/31	19/31	32/32

；公表済み ×；公表せず ；公表していないが別の手段で関係者に結果周知が行われたもの

検討の視点 例えば、市民参加手続の実施状況としてどのように評価すべきか、あるいは情報共有を進める上で今の公表方法が妥当か、などの点からの検討が考えられる。

(4) パブリックコメント(PC手続)全般について

事例の概要 平成 15 年度は、10 手続について PC 手続を行ったが、そのうち 7 手続は意見提出が 0 であった。

検討の視点 例えば、市民参加手続の実施状況としてどのように評価すべきか、意見提出のあった案件については意見について多面的・総合的に検討したと考えられるか、PC 手続の意義は何か、あるいは制度を改める必要はないか、などの点からの検討が考えられる。